

高浜発電所 1 号炉

高経年化技術評価書

令和 5 年 1 1 月

(令和 6 年 9 月一部変更)

関西電力株式会社

目次

1. はじめに	1
2. 高浜発電所1号炉の概要	5
2. 1 高浜発電所1号炉の設備概要	5
2. 2 高浜発電所1号炉の経緯	7
2. 3 技術基準規則への適合に向けた取組およびそのスケジュール	7
2. 4 高浜発電所1号炉の保全概要	13
3. 技術評価の実施体制	22
3. 1 評価の実施に係る組織	22
3. 2 評価の方法	22
3. 3 工程管理	22
3. 4 協力事業者の管理	23
3. 5 評価記録の管理	23
3. 6 評価に係る教育訓練	25
3. 7 評価年月日	25
3. 8 評価を実施した者の氏名	25
4. 技術評価方法	29
4. 1 技術評価対象機器	29
4. 2 技術評価手順	29
4. 3 耐震安全性評価	35
4. 4 耐津波安全性評価	36
4. 5 冷温停止状態維持時の技術評価	37
5. 技術評価結果	44
5. 1 運転を断続的に行うことを前提とした機器・構造物の 技術評価結果	44
5. 2 運転を断続的に行うことを前提とした 耐震安全性評価結果	47
5. 3 運転を断続的に行うことを前提とした 耐津波安全性評価結果	48
5. 4 冷温停止状態維持を前提とした機器・構造物の 技術評価結果	49
5. 5 冷温停止状態維持を前提とした耐震安全性評価結果	50
5. 6 冷温停止状態維持を前提とした耐津波安全性評価結果	51

5. 7	評価の結果に基づいた補修等の措置	51
6.	今後の高経年化対策	52
6. 1	長期施設管理方針の策定	52
6. 2	長期施設管理方針の実施	52
6. 3	技術開発課題	57
7.	高経年化技術評価で追加する項目	58
8.	まとめ	59

1. はじめに

高浜発電所1号炉においては、2024年11月に運転開始後50年を迎えようとしている。

原子力発電所ではこれまでプラントの安全・安定運転を確保するために、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」という。）に基づく定期事業者検査により、技術基準への適合を確認するとともに^{注1)}、施設管理における機器・構造物の保全活動として、点検や予防保全活動等に取り組んでいる。加えて、最新の技術的知見の反映や国内外で経験された事故・故障の再発防止対策等についても、必要に応じ実施している。

また、一般的には、機器・材料は使用時間の経過とともに、経年劣化することが知られているが、運転年数の増加に従ってトラブルの発生件数が増加しているという傾向は認められておらず、現時点で高経年化による原子力発電所設備の信頼性が低下している状況にはない。

しかしながら、より長期の運転を仮定した場合、経年化に伴い進展する事象は、運転年数の長いものから顕在化してくることから、運転年数の長い原子力発電所に対して、高経年化の観点から技術的評価を行い、そこで得られた知見を保全に反映していくことは原子力発電所の安全・安定運転を継続していく上で重要である。

注1：2020年3月31日以前は、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会が施設定期検査を実施。また、2020年4月1日以降は、同法に基づき、原子力規制委員会が原子力規制検査を実施。

このような認識のもと、1996年4月に通商産業省（現：経済産業省）資源エネルギー庁は「高経年化に関する基本的な考え方」をとりまとめ、原子力発電所の高経年化対策の基本方針を示した。さらに、2003年9月および2005年12月に「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下、「実用炉規則」という。）を改正するとともに、原子力安全・保安院（現：原子力規制委員会。以下同じ）は「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイドライン」および「実用発電用原子炉施設における高経年化対策標準審査要領（内規）」（以下、「高経年化対策実施ガイドライン等」という。）を発出し、原子炉の運転を開始後29年を経過する日までに、また、以降10年毎に、耐震安全性評価を含めた経年劣化に関する技術的な評価（以下、「高経年化技術評価」という。）を行い、これに基づき保全のために実

施すべき措置に関する１０年間の計画を策定することを電気事業者に求めた。

その後、２００８年８月に実用炉規則が改正され、高経年化対策を通常の保全の中に位置づけ一体化することで、原子力発電所の運転当初からの経年劣化管理を義務づけるとともに、「保全のために実施すべき措置に関する１０年間の計画」を、新たに「保全のために実施すべき措置に関する方針」（以下、「長期施設管理方針」という。）として原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」という。）に位置づけ、認可の対象とされた。また、実用炉規則の改正に伴い、原子力安全・保安院は高経年化対策実施ガイドライン等を改訂し、２００８年１０月に発出後、２０１０年４月および２０１１年５月に改正した。

また、２０１１年３月１１日に発生した東北地方太平洋沖地震とこれにより生じた津波に起因する東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故に鑑み、２０１２年９月に原子力規制委員会設置法が施行され、原子力安全・保安院に代わる機関として、原子力規制委員会が環境省の外局として設立された。

さらに、２０１３年７月には、同法により、発電用原子炉の運転することができる期間について、最初に使用前検査に合格した日から起算して４０年と規定され、当該期間満了に際しては、原子力規制委員会の認可を受けて、２０年を超えない期間を限度として一回に限り延長できることとなった。

それらを踏まえ、原子力規制委員会は２０１３年６月に実用炉規則を改正するとともに、「実用発電用原子炉の運転期間延長認可申請に係る運用ガイド」（以下、「運転延長ガイド」という。）にて、運転期間延長認可申請書の記載内容等を定め、２０１３年１１月に「実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準」（以下、「運転延長審査基準」という。）を制定し、運転の期間の延長の審査にあたって確認すべき事項を定めている。また、運転延長ガイドおよび運転延長審査基準については、２０２０年３月に最終改正している。

加えて、原子力規制委員会は、高経年化対策実施ガイドライン等に代わるものとして、２０１３年６月に「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」、２０１３年７月に「実用発電用原子炉施設における高経年化対策審査ガイド」（以下、「高経年化対策実施ガイド等」という。）を制定し、２０２０年３月に最終改正している。

さらに、運転段階の原子力発電所の安全の確保・強化を図るため、原子力規制委員会は原子炉等規制法を改正し、２０２０年４月から原子力規制委員会が事業者の保安活動を常時チェックし、かつ、事業者が主体

的に安全確保の水準の維持・向上に取り組む仕組み（原子力規制検査）が施行された。

一方、日本原子力学会は2007年3月に「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2007」を制定、「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2008」（以下、「学会標準2008版」という。）として改定の上、2009年2月に発行、2010年4月にエンドースされた。その後、2016年3月に「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2015」を発行し、2021年9月に「原子力発電所の高経年化対策実施基準：2021」を発行した。

さらに、原子力安全基盤機構（現：原子力規制委員会。以下同じ）は上記高経年化対策実施ガイド等および学会標準2008版に対応して、「高経年化技術評価審査マニュアル」を作成し、公表している。

本評価書は、運転開始後50年を迎える高浜発電所1号炉のプラントを構成する機器・構造物に対し、高経年化対策実施ガイド、学会標準2008版などにに基づき、60年間の運転および冷温停止を仮定し、想定される経年劣化事象に関する技術評価を50年目の高経年化技術評価として実施するとともに、運転を開始した日から50年以降の10年間に、高経年化の観点から現状保全を充実する新たな保全項目等を抽出し、長期施設管理方針としてとりまとめたものである。

さらに、運転開始後40年目の高経年化技術評価の検証として、劣化傾向の評価、保全実績の評価および長期施設管理方針の有効性評価についてもとりまとめている。

この結果、現状保全の継続等により、今後、プラントを健全に維持することが可能であることを確認した。

また、策定した長期施設管理方針については、保安規定に記載し、変更認可申請する。

今後は、認可された長期施設管理方針に基づき保全活動を実施していくとともに、実用炉規則第82条にて定める時期に高経年化技術評価の再評価等を実施していくことにより、機器・構造物を健全に維持・管理していく。

なお、本評価書は各機器・構造物の高経年化技術評価内容の概要等を示すものであり、各機器・構造物の詳細な高経年化技術評価、耐震安全性評価、耐津波安全性評価および冷温停止状態が維持されることを前提

とした評価結果については、別冊にまとめている。

また、特定重大事故等対処施設に属する機器・構造物の情報は機密情報のため、これらの評価結果は非公開情報として個別の別冊としてまとめている。

2. 高浜発電所 1 号炉の概要

2. 1 高浜発電所 1 号炉の設備概要

高浜発電所 1 号炉は、加圧水型の原子力発電所で燃料には低濃縮ウランを使用し、冷却材には軽水を使用している。

原子炉内で核分裂反応により発生した熱は、蒸気発生器内で 1 次冷却材から 2 次側の給水へ伝達され、蒸気を発生させる。また、熱交換を行った 1 次冷却材は 1 次冷却材ポンプにより再び原子炉へ戻される。

蒸気発生器で発生した蒸気は主蒸気管でタービン建屋に導かれタービンを駆動して発電し、その後復水器に流入して復水となり、復水ポンプ、低圧給水ヒータを通り給水ポンプにより高圧給水ヒータを経て再び蒸気発生器に戻される。

(1) 主要仕様

電気出力	約 8 2 6 MW
原子炉型式	加圧水型軽水炉
原子炉熱出力	約 2 4 4 0 MW
燃料	低濃縮ウラン（燃料集合体 1 5 7 体）
減速材	軽水
タービン	横置串型 4 車室再熱再生式

(2) 主要系統

主要系統を資料 2 - 1 に示す。

資料 2-1 高浜発電所 1 号炉 主要系統図

2. 2 高浜発電所 1 号炉の経緯

高浜発電所 1 号炉は、我が国 8 番目の商業用原子力発電所で、加圧水型原子力発電所（以下、「PWR プラント」という。）としては我が国 3 番目、当社では 3 番目のものである。

同炉は、1969 年 12 月に原子炉設置許可を得て、通商産業大臣より電気工作物変更許可を取得した。同年同月に建設に着工し、1974 年 3 月に初臨界、送電系統に初並列した後、同年 11 月に営業運転を開始した。

また、高浜発電所 1 号炉では、原子力発電設備の有効利用により CO₂ 排出量を削減でき、地球温暖化の防止にも貢献することができる定格熱出力一定運転実施に向け、2001 年 12 月の経済産業省通達「定格熱出力一定運転を実施する原子力発電設備に関する保安上の取扱いについて」の手続きに基づき、設備の健全性評価、運転管理方法の改善へ向けた諸対策を実施し、2003 年 2 月から定格熱出力一定運転を開始している。

発電電力量・設備利用率の年度推移を資料 2-2、計画外停止回数の年度推移を資料 2-3、事故・故障等一覧を資料 2-4 に示す。過去約 50 年間を遡った時点までの計画外停止（手動停止および自動停止）件数の推移を見ると、供用期間の長期化に伴い、計画外停止件数が増加する明確な傾向は認められない。

2. 3 技術基準規則への適合に向けた取組およびそのスケジュール

本申請の時点において、技術基準規則（50 年を経過する日において適用されているものに限る。）に定める基準に適合していないものはない。

なお、技術基準規則への適合に向けた主な取組については以下のとおり。

<新規制基準>

高浜 1 号炉については、新規制基準へ適合させるため、平成 27 年 7 月 3 日付け関原発第 73 号をもって工事計画認可申請書（平成 27 年 11 月 16 日付け関原発第 215 号、平成 28 年 1 月 22 日付け関原発第 315 号、平成 28 年 2 月 29 日付け関原発第 375 号および平成 28 年 5 月 27 日付け関原発第 93 号をもって一部補正）を申請し、平成 28 年 6 月 10 日付け原規規発第 1606104 号にて認可

を受けている。

<特定重大事故等対処施設>

【第1回（全4回）】

平成30年3月8日付け関原発第412号をもって工事計画認可申請書（平成30年10月5日付け関原発第296号、平成31年2月19日付け関原発第544号、平成31年3月20日付け関原発第575号、平成31年4月9日付け関原発第5号および平成31年4月19日付け関原発第31号をもって一部補正）を申請し、平成31年4月25日付け原規規発第1904255号にて認可を受けている。

【第2回（全4回）】

平成30年11月16日付け関原発第397号をもって工事計画認可申請書（令和元年5月31日付け関原発第72号、令和元年8月2日付け関原発第181号および令和元年8月21日付け関原発第202号をもって一部補正）を申請し、令和元年9月13日付け原規規発第1909134号にて認可を受けている。

【第3回（全4回）】

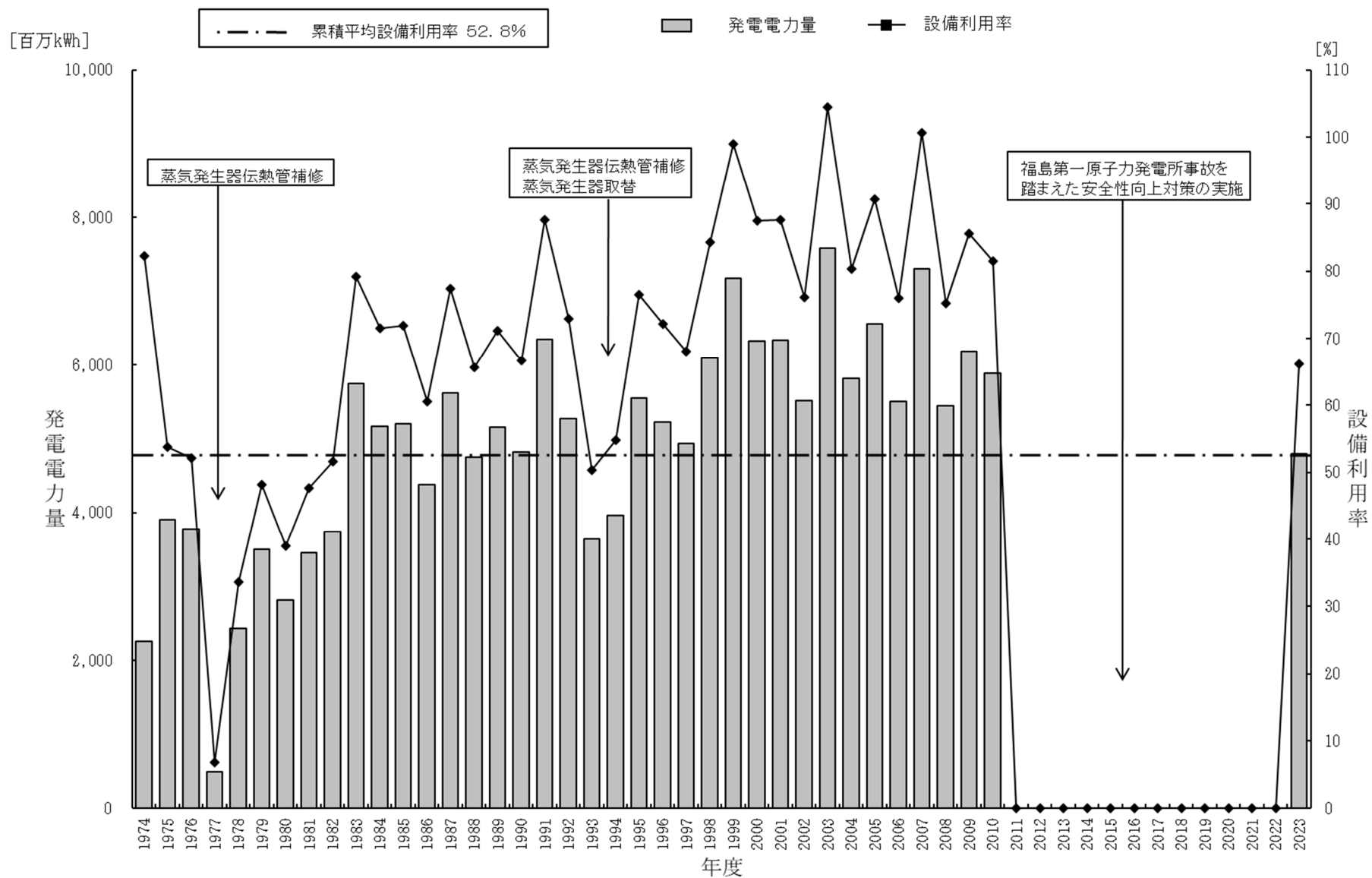
平成31年3月15日付け関原発第580号をもって工事計画認可申請書（令和元年8月2日付け関原発第183号および令和元年9月27日付け関原発第262号をもって一部補正）を申請し、令和元年10月24日付け原規規発第1910242号にて認可を受けている。

【第4回（全4回）】

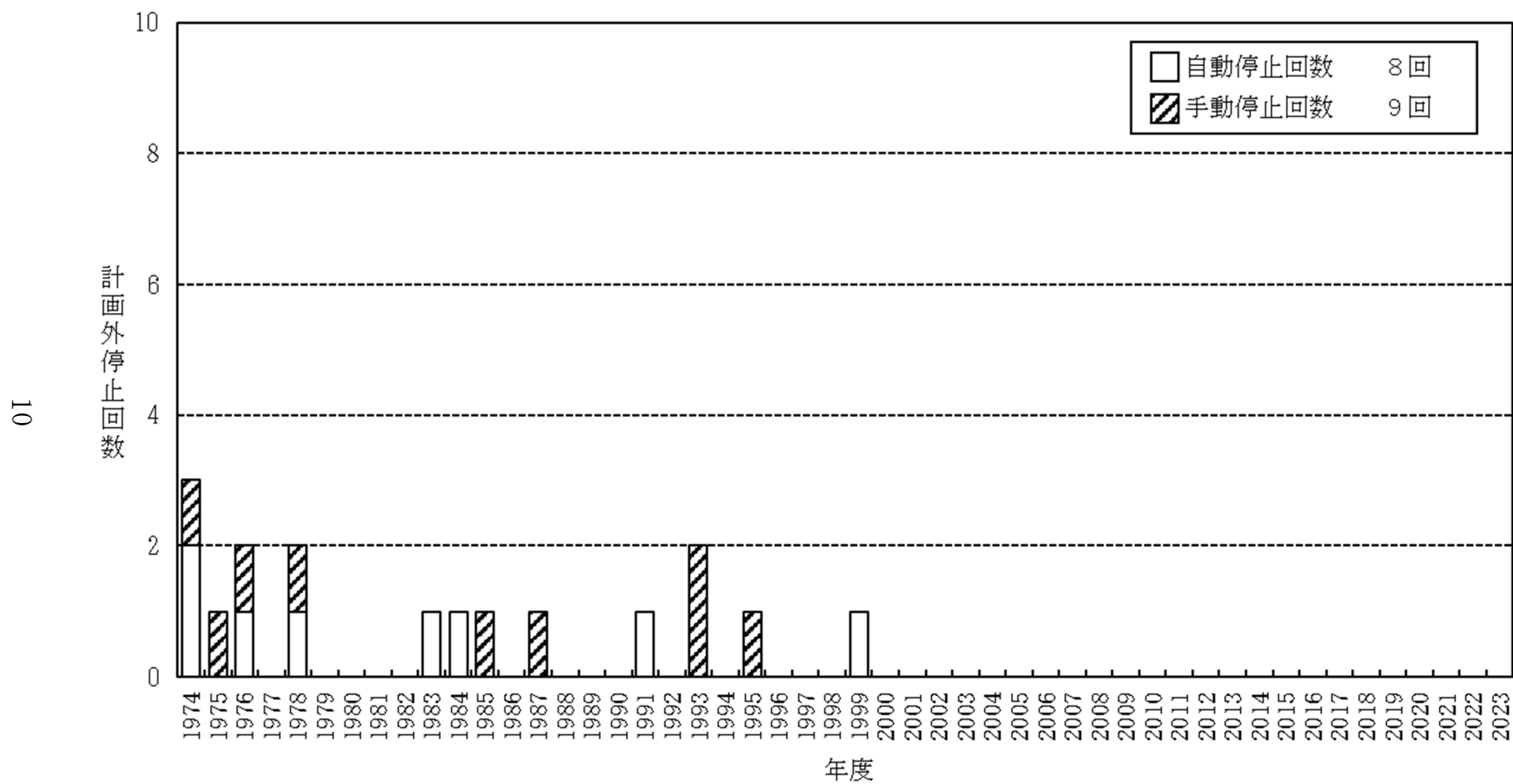
令和元年5月31日付け関原発第80号をもって工事計画認可申請書（令和元年12月25日付け関原発第451号および令和2年2月13日付け関原発第521号をもって一部補正）を申請し、令和2年2月20日付け原規規発第2002201号にて認可を受けている。

<火災感知設備増設工事（第三バッテリー）>

令和5年7月18日付け関原発第210号をもって設計及び工事計画変更認可申請書を申請し、令和5年9月28日付け原規規発第2309283号にて認可を受けている。



資料 2 - 2 高浜発電所 1 号炉 発電電力量・設備利用率の年度推移



資料 2 - 3 高浜発電所 1 号炉 計画外停止回数の年度推移

資料 2－4 高浜発電所 1 号炉 事故・故障等一覧（1／2）

No.	年度	事象
1	1974	高圧タービンからの蒸気漏れによる原子炉手動停止について
2		送電系統事故波及（外部電源喪失）による原子炉自動停止について
3		タービン軸受油圧低に伴う原子炉自動停止について
4	1975	A－主給水制御弁不調による原子炉手動停止について
5	1976	制御棒クラスタ駆動用電源故障による原子炉自動停止について
6		蒸気発生器伝熱管漏えいによる原子炉手動停止について
7		燃料集合体支持格子の一部欠落について
8	1978	原子炉保護系ロジック試験中の誤動作による原子炉自動停止について
9		C－1 次冷却材ポンプの振動増加による原子炉手動停止について
10	1979	A－充てん高圧注入ポンプの主軸損傷について
11		制御棒クラスタ案内管たわみピンの損傷について
12	1980	1 次冷却材ポンプ入口エルボスプリッタの損傷について
13		C ループ安全注入系蓄圧注入ラインベント管の漏えいについて
14	1981	蒸気発生器水位低と給水低の一致による原子炉自動停止（調整運転中）について
15		タービンランバック制御系の不調による出力低下について
16	1982	計器用空気圧力低下による出力低下について
17		燃料集合体の漏えいについて
18		高圧タービン翼環締付ボルトの損傷について
19		蒸気発生器伝熱管の損傷について
20	1983	制御棒駆動回路不調による原子炉自動停止について
21		燃料集合体の漏えいについて
22		2 A－低圧給水加熱器受衝板の損傷について
23	1984	蒸気発生器伝熱管の損傷について
24		所内電源切替に伴う原子炉自動停止について
25		使用済燃料搬出時の燃料漏えいについて
26	1985	6 A、B－高圧給水加熱器受衝板の損傷について
27		蒸気発生器伝熱管の損傷について
28		1 次冷却材ポンプオイルクーラから冷却水漏えいに伴う原子炉手動停止について
29	1986	蒸気発生器伝熱管の損傷について
30	1987	B－1 次冷却材ポンプ振動発生に伴う原子炉手動停止について
31		B－循環水ポンプモータ用ケーブル取替による出力低下について
32	1988	1 次冷却材ポンプ変流翼取付ボルトの損傷について
33		蒸気発生器伝熱管の損傷について
34	1989	蒸気発生器伝熱管の損傷について
35	1990	蒸気発生器伝熱管の損傷について

資料 2－4 高浜発電所 1 号炉 事故・故障等一覧（2／2）

No.	年度	事象
36	1991	タービン保安装置試験失敗に伴う原子炉自動停止について
37	1992	燃料集合体の漏えいについて
38		蒸気発生器伝熱管の損傷について
39		復水器細管漏えいに伴う出力抑制について
40	1993	蒸気発生器伝熱管の損傷について
41		主蒸気配管ベント管取付溶接部からの漏えいに伴う原子炉手動停止について
42		1 次冷却材ポンプ計装配管溶接部からの漏えいに伴う原子炉手動停止について
43	1994	蒸気発生器伝熱管の損傷について
44	1995	B－主給水制御弁点検に伴う原子炉手動停止について
45	2000	復水器細管漏えいに伴う出力抑制について
46	2001	6 B 高圧給水加熱器伝熱管漏えいに伴う出力抑制について
47	2023	B 給水ブースタポンプ入口配管からの蒸気漏れ等に伴う出力抑制について

2. 4 高浜発電所 1 号炉の保全概要

高浜発電所 1 号炉での日常的な施設管理において時間経過に伴う特性変化に対応した劣化管理が的確に行われている経年劣化事象（以下、「日常劣化管理事象」という。）の劣化管理の考え方を以下に記す。

原子力発電所に対する保全では、系統・機器・構造物の経年劣化が徐々に進行して最終的に故障に至ることのないよう、定期的な検査や点検等により経年劣化の兆候を早期に検知し、必要な処置を行い、事故・故障を未然に防止している。

当社は、運転監視、巡視点検、定期的な検査および点検により設備の健全性を確認し、経年劣化等の兆候が認められた場合には詳細な調査および評価を行い、補修、取替等の保全を実施している。特に長期の使用によって発生する経年劣化事象については、点検により経年的な劣化の傾向を把握し、故障に至る前に計画的な保全を実施している。

また、原子炉等規制法に基づき定期事業者検査を実施し、技術上の基準に適合していることを確認している。

さらに、保安規定において、定期事業者検査等の対象機器に対する作業項目のうち、定期点検工事または定期修繕工事にて実施する分解点検、開放点検等の機能回復を図るものについて、点検・補修等の結果の確認・評価について規定している。

具体的には、実用炉規則第81条に掲げる施設管理に係る要求事項を満たすよう、「日本電気協会 原子力発電所の保守管理規程（JEAC4209-2007）」に基づき、社内標準類を策定して施設管理を実施している。

まず初めに、社長は原子炉施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状等を踏まえて施設管理の実施方針を定める。同方針は、施設管理の有効性評価の結果および施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえて見直されるとともに、高経年化技術評価の結果として長期施設管理方針を策定または変更した場合には、長期施設管理方針に従い保全を実施することを同方針に反映している。

また、施設管理の実施方針に基づき、原子力事業本部長、高浜発電所長は、原子力事業本部、高浜発電所の各々の業務に関する施設管理目標を設定し、施設管理の有効性評価の結果、特別な状態を踏まえて同目標の見直しを実施している。

この施設管理目標を達成するため、原子力発電所では、資料 2－5

に示すような考え方にに基づき、保全活動を行っている。

高浜発電所では、原子炉施設の中から各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として機器・構造物を選定し、この保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）（以下、「重要度分類指針」という。）の重要度とPRA（確率論的リスク評価）から得られるリスク情報を考慮するとともに重大事故等対処設備または多様性拡張設備への該当の有無を考慮して保全重要度を設定する。（なお、設計および工事に用いる重要度を設備重要度と言い、保全重要度とあわせて施設管理の重要度と言う。）

また、保全の有効性を監視し、合理的、客観性をもって評価するために、施設管理の重要度を踏まえてプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定している。

そして、保全対象範囲に対し、保全重要度を勘案して次の事項を考慮して保全計画を策定している。

- a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験
- b. 使用環境および設置環境
- c. 劣化、故障モード
- d. 機器の構造等の設計的知見（設計基準文書の設計要件含む）
- e. 科学的知見（各種技術情報）

さらに、予め保全方式（時間基準保全、状態基準保全、事後保全）を選定し、「点検方法」、その「実施頻度」および「実施時期」を定めた点検計画を策定している。なお、この保全方式は、劣化事象・偶発事象を勘案し、保全重要度を踏まえた上で保全実績、劣化、故障モード等を考慮し、効果的な保全方式を選定している。

上記のうち「点検方法」について、個別機器の保全内容はそれぞれ個々に検討している。具体的には、劣化メカニズム整理表^{注1)}やこれまでの施設管理の結果から得られた機器の部位別に想定される劣化事象に着目した保全項目の検討を行い、検討結果に基づく保全内容を担保するために必要な作業、検査項目等を選定している。

注1：過去に国内で実施してきた高経年化技術評価の結果をもとに、原子炉施設の保全を最適化するための情報として、劣化メカニズム（機器機能、部位、劣化事象・因子、保全項目（検知方法）等）を一覧表にまとめたもの。

同様に「実施頻度」についても、過去の点検実績等を参考にしながら機器・構築物に応じて適切に選定し、その決定根拠を整理している。また、「実施時期」については、保全指針等で定める機器・構造物の点検方法および実施頻度に基づき、点検の実施時期を「点検計画表」として定めている。

補修、取替および改造を実施する場合は、予めその方法および実施時期を定めた計画を策定している。具体的には、信頼性向上、経年劣化の観点から長期的に取り組む工事について、実施内容と実施時期を明確にする長期工事計画等の策定、長期工事計画等を基に、運転、補修実績ならびに工事の重要度・緊急度・経済性を勘案のうえ年度工事計画等を策定している。

以上のとおり、予め定められた保全計画に従い、「工事計画」、「設計管理」、「調達管理」、「作業管理」の各プロセスにより点検・補修等の保全を実施し、記録している。

当社は、運転監視、巡視点検、定期的な検査および点検により設備の健全性を確認し、経年劣化等の兆候が認められた場合には詳細な調査および評価を行い、補修、取替等の保全を実施している。特に長期の使用によって発生する経年劣化事象については、点検により経年的な劣化の傾向を把握し、故障に至る前に計画的な保全を実施することで機能回復を行い、長期的な健全性・信頼性を確保している。

そのために、劣化傾向監視による管理として状態基準保全、点検および取替結果の評価のための点検手入れ前データ（As-Foundデータ）を活用している。

一方、当社の原子力発電所で発生した事故・故障については、速やかに原因究明および再発防止対策を実施するとともに国内外他社で発生した事故・故障の対策についても未然防止処置を行い、設備の改善、運転・保守運用等の改善を行うことにより発電所のより一層の安全・安定運転に努めている。

(1) 運転監視、巡視点検

運転状態を各種指示計、記録計、計算機出力等により常時運転員が監視するとともに、原子力発電所の多種多様な設備について運転員および保修員が計画的に巡視点検を行い、機器等の健全性確認、経年劣化等の兆候の早期発見に努めている。

(2) 定期的な検査

プラントの運転中を主体に待機設備の作動確認等の定期的な検

査を行い、設備の健全性確認および経年劣化等の兆候の早期発見に努め、事故・故障の未然防止を図っている。定期的な検査のうち、工学的安全施設等の安全上重要な設備の定期的な検査の内容を保安規定に定め、これに基づく運用を行っている。

(3) 点検

原子炉等規制法に基づき実施する定期事業者検査に合わせ、定期的にプラントを停止し、高浜発電所保修業務所則指針に基づき制定した保全指針等に基づき点検を実施し、設備の機能維持および経年劣化等の兆候の早期発見に努め、事故・故障の未然防止を図るとともに、環境の維持、災害の未然防止を図っている。また、プラントを停止せずに点検を実施できる設備については、同様の点検をプラント運転中に実施している。点検の結果は記録としてまとめ、設備の経年的な傾向を管理し、以後の点検計画に反映している。

(4) 作業管理体制および業務

検査および点検については、当社が計画、作業管理を行い、分解点検等の実作業は協力事業者が実施している。

分解点検等にあたっては、協力事業者の行う作業および品質の管理を行っている。

(5) 予防保全

プラントの運転監視、巡視点検、定期的な検査および点検により、設備に機能低下や経年劣化等の兆候が認められた場合には、予防保全の考え方に基づき、故障に至る前に補修、取替を行い、事故・故障の未然防止を図っている。

(6) トラブルの処理および再発防止

発生したトラブルについては、不適合管理・是正処置として速やかに原因究明および対策の検討、評価を行い、的確な復旧により設備の機能の回復を図るとともに再発防止対策を実施している。また、国内外他社の同種設備で発生したトラブルについても未然防止処置を実施し、事故・故障の未然防止を図っている。

(7) 改善活動

より一層の安全性、信頼性を確保するため、現行の保全活動のレベルを向上することが重要であるとの観点から、改善活動として、保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績、

高経年化技術評価結果、他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ等に基づいて保全の有効性評価（資料２－６）を実施することとしており、その結果と施設管理目標の達成度から定期的に施設管理の有効性評価を実施し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善に取り組んでいる。

以上のような日常的な保全の有効性評価の手法として、プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定し、監視しており、至近（２０１０年１０月２０日～２０２４年２月９日）における実績は下記の通りである。

a．プラントレベルの保全活動管理指標

プラント全体の保全の有効性が確保されていることを監視する観点から、プラントレベルの保全活動管理指標として設定した「７０００臨界時間あたりの計画外原子炉自動・手動スクラム回数」、「７０００臨界時間あたりの計画外出力変動回数」および「工学的安全施設の計画外作動回数」について、全て実績値が目標値を満足していることから、保全は有効に機能していると評価した。

b．系統レベルの保全活動管理指標

より直接的に原子炉施設の安全性と保全活動とを関連付け監視する観点から、系統レベルの保全活動管理指標として、保全重要度の高い系統^{注２)}のうち、重要度分類指針クラス１、クラス２およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備に対して「予防可能故障（MPFF^{注３)}）回数」および「非待機（UA）時間^{注４)}」を設定した。この指標について、実績値が目標値を満足していることから、保全は有効に機能していると評価した。

注２：原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、PRA（確率論的リスク評価）から得られるリスク情報を考慮して設定する。

注３：MPFF（Maintenance Preventable Function Failure）。系統もしくはトレイン（冗長化されている系統において、その冗長性の１単位を構成する一連の機器群）に要求される機能の喪失を引き起こすような機器の故障のうち、適切な保全が行われていれば予防できていた可能性のある故障。

注４：ＵＡ時間(Unavailability Hours)。当該系統もしくはトレインに要求される機能が必要とされる期間内において、理由によらずその機能を喪失した状態になっている時間。なお、ＵＡ時間の監視期間は２００９年９月１４日～２０２４年２月９日である。

これらの保全活動については、原子力発電所における機器の劣化兆候の把握および点検の最適化に繋がるとともに、常にＰＤＣＡを廻して改善が図られ、高経年プラントに対する的確な劣化管理に資するものであり、今後も日常点検を継続することで健全性を維持することが可能であると考えている。

また、高浜発電所１号炉において、発電所の安全性・信頼性を向上させるために実施した主な改善工事としては、次のものがある。

「腐食」

- ・２次系配管取替工事

計画的に超音波による肉厚測定を行い、余寿命評価を実施し、必要に応じて配管取替を実施している。

「疲労」

- ・余熱除去系統配管取替工事

国内ＰＷＲプラントにおける高サイクル熱疲労割れ事象（温度揺らぎによる疲労）を踏まえ、予防保全の観点から、第２５回定期検査時（２００７～２００８年度）に、余熱除去冷却器バイパスライン合流部について、温度揺らぎを抑制できる合流部形状に変更するとともに、応力集中が小さい溶接形状に変更した。

- ・充てん配管等撤去工事

国内外ＰＷＲプラントにおける高サイクル熱疲労割れ事象（温度揺らぎによる熱疲労）を踏まえ、第２７回定期検査時（２０１０～２０２３年度）に、２系統ある充てん配管のうち使用していない系統の充てん配管、隔離弁などの撤去を実施した。

「応力腐食割れ」

- ・蒸気発生器取替工事

美浜発電所２号炉蒸気発生器伝熱管損傷事象を機に社会的信頼性、保守性、経済性の向上などを勘案し、第１６回定期検査時（１９９５～１９９６年度）に改良型の蒸気発生器への取替を実施

した。

- ・原子炉容器上部蓋取替工事

海外のプラントで報告された原子炉容器上部蓋管台取付部の損傷事象に鑑み、予防保全として、第16回定期検査時（1995～1996年度）に管台材料を耐腐食性に優れたものに変更するなど改良型の原子炉容器上部蓋への取替を実施した。

- ・燃料取替用水タンク取替

国内外PWRプラントにおける応力腐食割れ事象を踏まえ、予防保全として、第22回定期検査時（2004年度）に耐応力腐食割れ性を向上した材料に取替を実施した。

- ・原子炉容器炉内計装筒J-溶接部等のウォータージェットピーニング

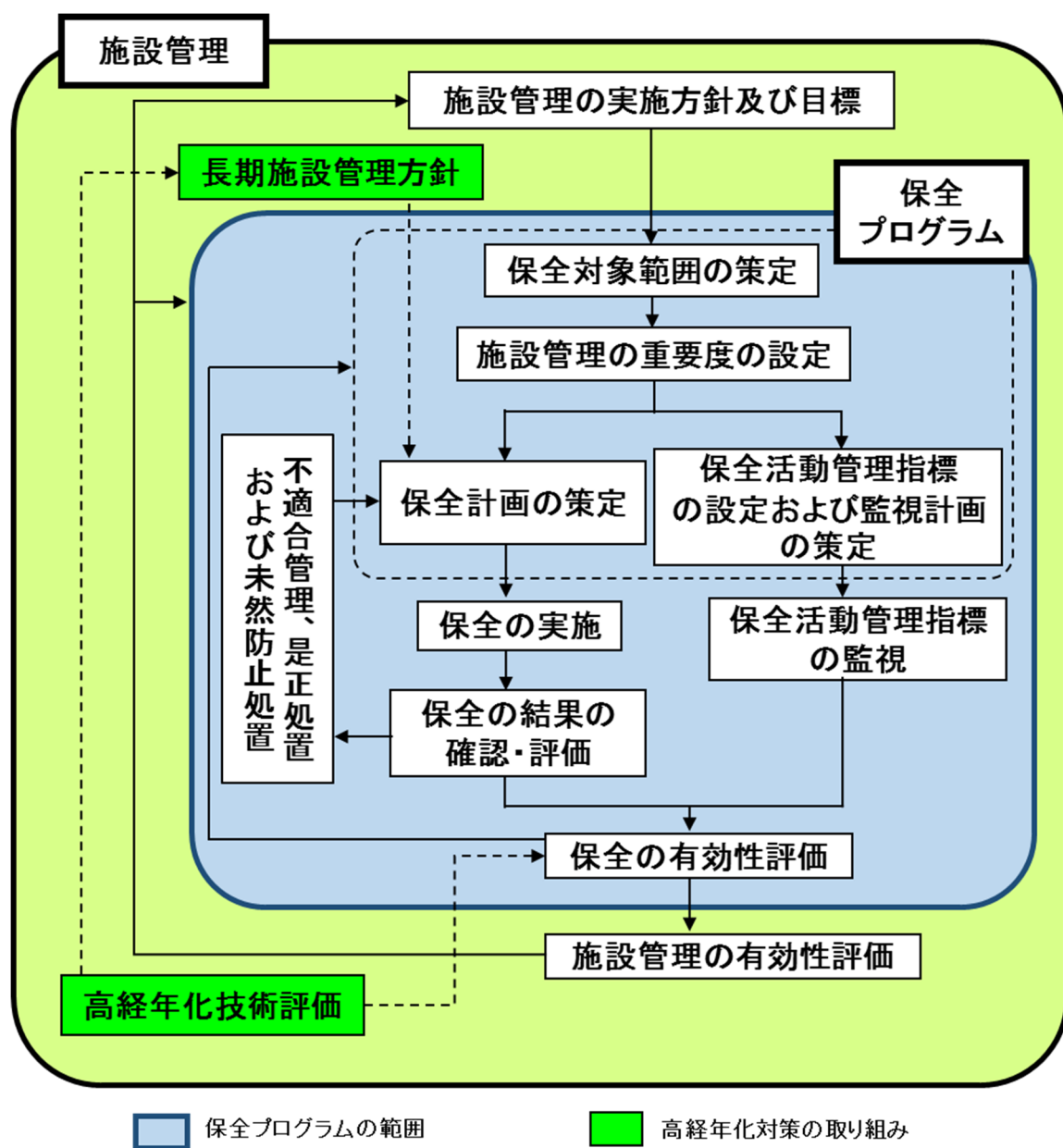
国内外PWRプラントにおける応力腐食割れ事象を踏まえ、予防保全として、溶接部表面の残留応力を低減させるため、第25回定期検査時（2007～2008年度）に600系ニッケル基合金が使用されている炉内計装筒J-溶接部および冷却材出入口管台溶接部について、ウォータージェットピーニング（応力緩和）を実施した。

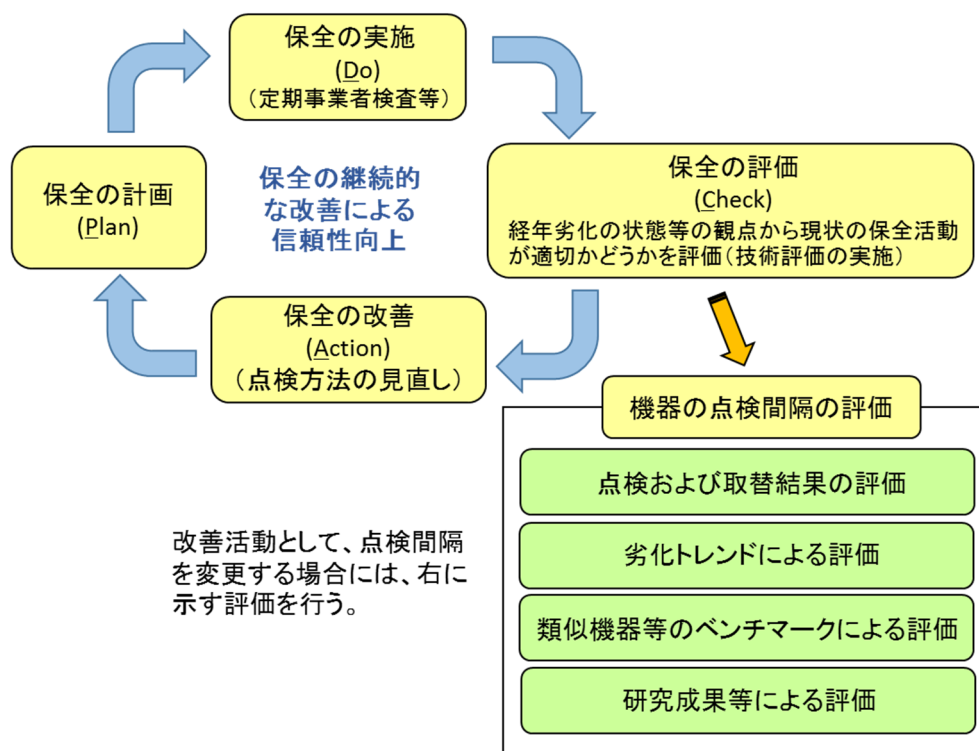
- ・加圧器サージ管台取替

国内外PWRプラントにおける応力腐食割れ事象を踏まえ、予防保全として、加圧器サージ管台については第27回定期検査時（2010～2023年度）に、600系ニッケル基合金で溶接された管台から、より耐食性に優れた690系ニッケル基合金で溶接された管台への取替を実施した。

- ・原子炉冷却系統設備小口径配管他取替工事

国外PWRプラントにおける応力腐食割れ事象を踏まえ、第27回定期検査時（2010～2023年度）に化学体積制御系統および試料採取系統について耐食性に優れた材料への取替を実施した。





資料 2 - 6 保全の有効性評価

3. 技術評価の実施体制

高経年化技術評価の実施は「高浜発電所原子炉施設保安規定」（以下、「保安規定」という。）第120条の6に規定している。実施にあたって、保安規定に基づく品質マネジメントシステム計画に従い、実施体制を構築し、実施手順を確立した。

3. 1 評価の実施に係る組織

保安規定に基づく品質マネジメントシステム計画に従い、社内標準「安全管理業務要綱」を定め、これに従い策定した「高経年化技術評価の実施計画」により評価の実施体制を構築している。

技術評価等にあたる体制を資料3-3に示す。保全計画グループは、高経年化対策に関する実施計画、実施手順の策定、運転経験、最新知見の調査・分析等を行い、評価書作成（コンクリート構造物および鉄骨構造物を除く）およびとりまとめ等の全体調整を行った。

土木建築設備グループは、コンクリート構造物および鉄骨構造物の技術評価を行い、評価書を作成した。

また、評価書作成助勢として、高浜発電所およびその他の関係箇所と協力して、技術評価および長期施設管理方針の策定を実施した。

なお、高経年化技術評価を含む高経年化対策業務については、経営監査室による原子力監査の（必要に応じて監査を受ける）仕組みの中で、適切に業務プロセスを遂行している。

また、2024年7月1日からの組織改正および職務分担見直し後の体制を資料3-4に示す。

3. 2 評価の方法

「安全管理業務要綱」に従い、運転延長ガイド、高経年化対策実施ガイド等および学会標準2008版などに準拠して策定した「高経年化対策実施手順書」により実施手順を確立し、これに基づき高経年化技術評価を実施した。

評価方法の詳細については、4. 技術評価方法にまとめている。

3. 3 工程管理

高経年化対策実施ガイド等に基づき、運転開始後48年9ヶ月を経過する日から3ヶ月以内に保安規定変更認可申請等を行うべく工程管理を実施した。

具体的には、資料３－５に示すように、２０２２年１０月１１日に実施計画を策定し、２０１５年６月２２日に策定済みの実施手順書（２０２０年７月１４日および２０２１年５月１９日に一部改正）に基づき、技術評価の実施を開始した。２０２３年９月７日に高浜発電所の評価書確認を完了し、２０２３年９月２７日にグループ内での評価者以外による技術的な妥当性確認を完了した。

なお、２０２３年１０月１１日に、社内の原子力発電安全委員会において本評価書の審議を実施し確認され、２０２３年１０月１２日に原子力発電部門統括が承認した。

また、２０２４年９月９日に、原子力発電安全委員会において本評価書の一部補正について審議を実施し確認され、２０２４年９月９日に原子力発電部門統括が承認した。

３．４ 協力事業者の管理

社内標準に定められる調達管理において、品質保証計画書の要求と当社による審査を経て、株式会社原子力エンジニアリングには、技術評価対象機器リストの整備および国内外運転経験等の整理等を委託し、三菱重工業株式会社および三菱電機株式会社には、技術評価対象機器について長期健全性評価等の業務委託を実施した。

３．５ 評価記録の管理

管理すべき文書・記録の名称、審査者、承認者、保有責任者および保有期間は、社内標準で定めている。高経年化技術評価に係る記録の管理について資料３－１に示す。

なお、２０２４年７月１日からの組織改正および職務分担見直し後の体制を資料３－２に示す。

資料 3－1 高経年化技術評価に係る記録の管理

名称	区別		審査者	承認者	保有責任者	保有期間
	内部文書	記録				
高経年化技術評価の実施計画	○	○	保全計画グループチーフマネジャー	原子力発電部門統括	保全計画グループチーフマネジャー	永年
高経年化技術評価書	－	○	－	原子力発電部門統括	保全計画グループチーフマネジャー	永年
高経年化技術評価書妥当性確認チェックシート	－	○	－	評価担当グループチーフマネジャー	評価担当グループチーフマネジャー	10年

資料 3－2 高経年化技術評価に係る記録の管理
(2024年7月1日以降)

名称	区別		審査者	承認者	保有責任者	保有期間
	内部文書	記録				
高経年化技術評価の実施計画	○	○	保全管理グループチーフマネジャー	原子力発電部門統括	保全管理グループチーフマネジャー	永年
高経年化技術評価書	－	○	－	原子力発電部門統括	保全管理グループチーフマネジャー	永年
高経年化技術評価書妥当性確認チェックシート	－	○	－	評価担当グループチーフマネジャー	評価担当グループチーフマネジャー	10年

3. 6 評価に係る教育訓練

社内標準に基づき、技術評価を実施する力量を設定し、力量管理を実施するとともに、育成計画を定めて技術評価書作成時のOJT等により資質向上を図っている。

3. 7 評価年月日

2024年9月6日

3. 8 評価を実施した者の氏名

原子力事業本部 原子力発電部門

保全管理グループチーフマネジャー 今村 雄治

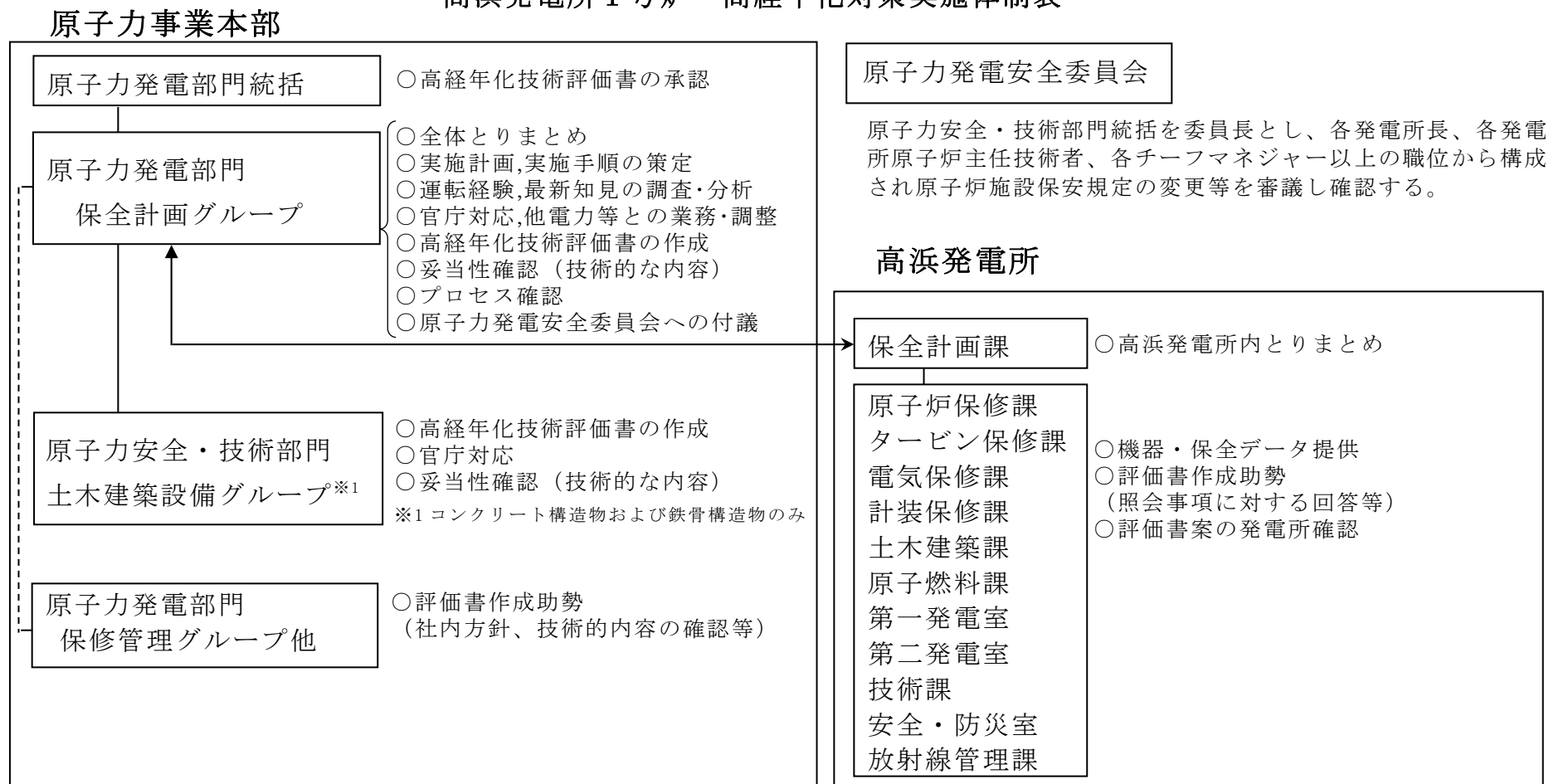
機械技術グループチーフマネジャー 坂口 昌平

電気技術グループチーフマネジャー 白井 幹人

原子力事業本部 原子力安全・技術部門

土木建築設備グループチーフマネジャー 植栗 健

高浜発電所 1 号炉 高経年化対策実施体制表

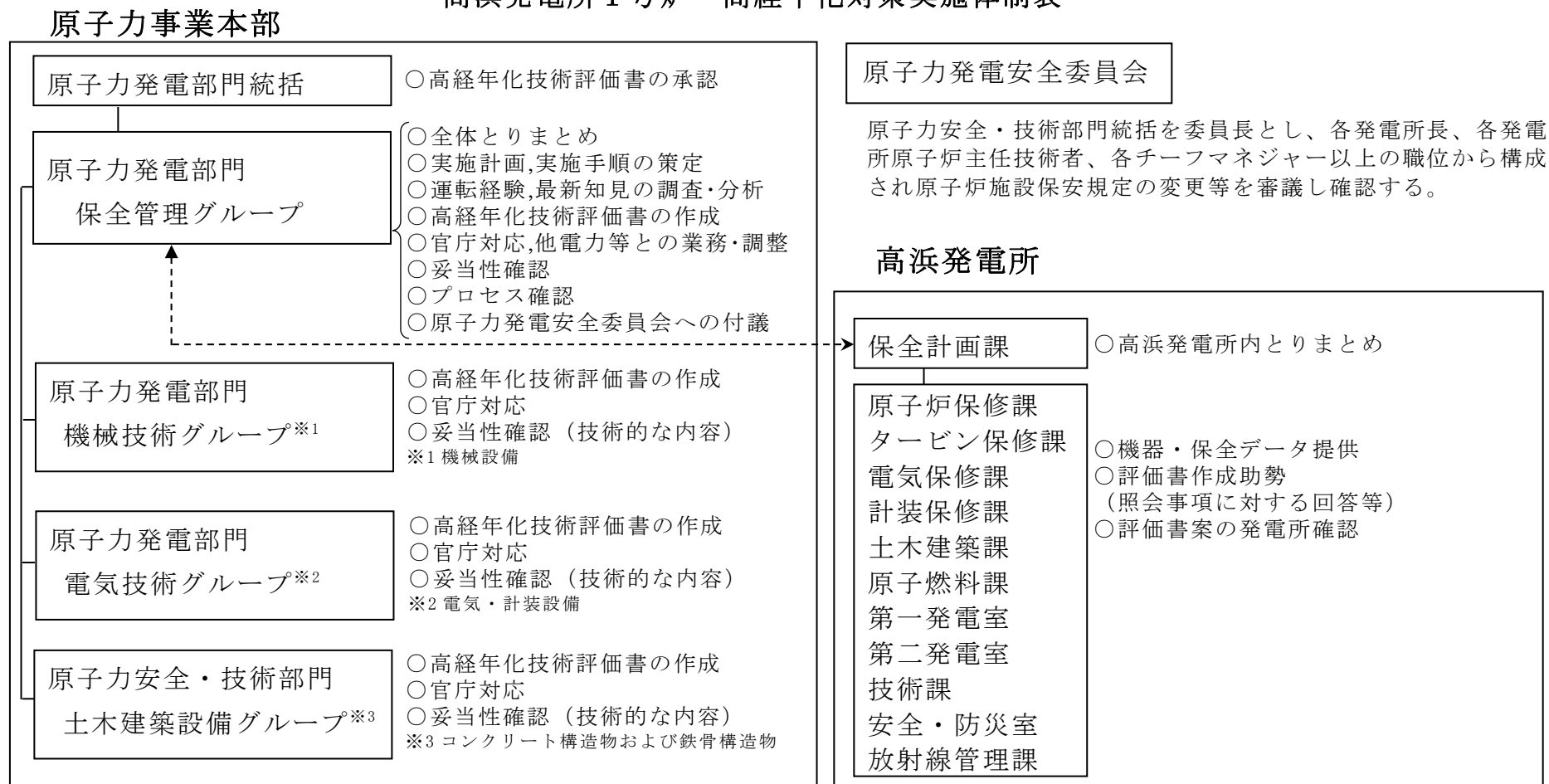


注) 必要により評価書作成助勢等の外部委託を実施するものとする。

「長期施設管理方針に基づく施設管理の実施」および「長期施設管理方針の維持」の管理は、発電所にて実施する。

資料 3 - 3 評価の実施に係る組織

高浜発電所 1 号炉 高経年化対策実施体制表



注) 必要により評価書作成助勢等の外部委託を実施するものとする。

「長期施設管理方針に基づく施設管理の実施」および「長期施設管理方針の維持」の管理は、発電所にて実施する。

資料 3 - 4 評価の実施に係る組織（2024年7月1日以降）

年月 項目	2022			2023									2024					
	10	11	12	1	..	6	7	8	9	10	11	12	1	..	6	7	8	9
実施計画・手順書作成	▼														▼ 6/25改定			
評価書作成																		
発電所確認																		
妥当性確認									■									■
プロセス確認									▼									▼
原子力発電安全委員会 (審議)										▼								▼
保安規定変更認可申請											▼							▼

資料 3 - 5 実施工程

4. 技術評価方法

4. 1 技術評価対象機器

本検討では、高経年化対策実施ガイド等に従い、高浜発電所1号炉の安全上重要な機器等（実用炉規則第82条第1項で定める機器・構造物）を技術評価対象機器とした。なお、高浜1、2、3、4号炉で共用する機器・構造物および高浜1、2号炉で共用する機器・構造物についても本評価書の評価対象としている。

具体的には、重要度分類指針において定義されるクラス1、2および3の機能を有する機器・構造物（実用炉規則別表第二において規定される浸水防護施設に属する機器・構造物を含む。）ならびに「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第5号）第43条第2項に規定される常設重大事故等対処設備」（以下、「常設重大事故等対処設備」という。）に属する機器・構造物とし、設計および工事計画認可申請書、原子力保全総合システム、系統図等を基に抽出した。

なお、供用に伴う消耗が予め想定される部品であって設計時に取替を前提とするものまたは機器分解点検等に伴い必然的に交換されるものは消耗品として対象から除外する。また、設計時に耐用期間内に計画的に取替えることを前提とする機器であり、取替基準が保全指針、業務決定文書または原子力発電所保修業務要綱指針により定められているものについても定期取替品として対象から除外する。

4. 2 技術評価手順

4. 2. 1 機器のグループ化および代表機器の選定

評価にあたっては、ポンプ、熱交換器、ポンプモータ、容器、配管、弁、炉内構造物、ケーブル、電気設備、タービン設備、コンクリート構造物および鉄骨構造物、計測制御設備、空調設備、機械設備、電源設備に分類（カテゴリ化）し機種毎に評価した。

選定された評価対象機器について合理的に評価するため、構造（型式等）、使用環境（内部流体等）、材料等により、学会標準2008版附属書A（規定）等に基づき、「経年劣化メカニズムまとめ表^{注1)}」を参考に、対象機器を分類しグループ化を行った。

次に、グループ化した対象機器から重要度、使用条件、運転状態等により各グループの代表機器（以下、「代表機器」という。）を選定し、代表機器で評価した結果をグループ内の全機器に水平展開

するという手法で全ての機器について評価を実施した。ただし、代表機器の評価結果をそのまま水平展開できない経年劣化事象については個別に評価を実施した。

注 1 : 「経年劣化メカニズムまとめ表」はこれまでの高経年化技術評価の知見を包括的にまとめ、高経年化技術評価対象機器個別の条件（型式、使用環境、材料等）を考慮し、安全機能達成のために要求される機能の維持に必要となる主要な部位に展開した上で、その部位と経年劣化事象の組み合わせを整理した表であることから、「経年劣化メカニズムまとめ表」を活用することで、これまでに確認されている使用材料および環境に応じ発生しているかまたは発生が否定できない経年劣化事象を抜け落ちなく抽出することができる。

なお、2. 4に示す「劣化メカニズム整理表」は「経年劣化メカニズムまとめ表」に保全を最適化するために施設管理に活用する情報を集約してまとめたものであり、施設管理の結果により充実していくものである。この「劣化メカニズム整理表」に反映される施設管理の結果による情報は必要に応じて「経年劣化メカニズムまとめ表」にフィードバックされる。

4. 2. 2 国内外の新たな運転経験および最新知見の反映

高浜発電所 1 号炉の高経年化対策を検討するにあたり、美浜発電所 1 ～ 3 号炉、高浜発電所 1 ～ 4 号炉および大飯発電所 1 ～ 4 号炉を含む先行号炉の 30 年目の技術評価書、美浜発電所 1 ～ 3 号炉および高浜発電所 1 ～ 4 号炉の 40 年目の技術評価書を参考にするとともに、それ以降 2023 年 1 月～2023 年 6 月の国内外の運転経験について事象・原因を調査し、高経年化への影響を判断して反映を実施する。

なお、その期間以外においても、高経年化技術評価上特に重要な知見、運転経験が得られた場合には、反映を実施する。

国内の運転経験としては、法律対象のトラブルに加え、法令の定めでは国への報告は必要ないが、電力自主で公開している軽微な情報も含んでいる。具体的には、原子力安全推進協会が運営している原子力施設情報公開ライブラリーにおいて公開されている「トラブル情報」、「保全品質情報」を対象とした。

また、海外の運転経験としては、米国原子力規制委員会（NRC ; Nuclear Regulatory Commission）の Bulletin（通達）、Generic

LetterおよびInformation Noticeを含む。

なお、上記以外に、WANO、INPO情報等も取り扱うPWR海外情報検討会で重要情報としてスクリーニングされた情報や、社内外の組織（当社パリ事務所、原子力安全システム研究所（INSS）、国内外のプラントメーカー等）から入手した情報についても対象にしている。

高浜発電所1号炉の高経年化対策の検討で、新たに考慮した主な運転経験を以下に示す。

① 米国HBロビンソン2号炉 炉心槽の損傷（2022年11月）

なお、上記の事象については米国において発生原因の調査中であり、情報収集を継続して実施している。

その他、日本機械学会、日本電気協会、日本原子力学会の標準類および原子力規制委員会により公開されている安全研究の情報等があるが、それらのうち新たに考慮した主なものを以下に示す。

① 日本原子力学会 原子力発電所の高経年化対策実施基準：2022（追補2）（AESJ-SC-P005:2022(Amd.2)）および2023（追補3）（AESJ-SC-P005:2023(Amd.3)）

4. 2. 3 経年劣化事象の抽出

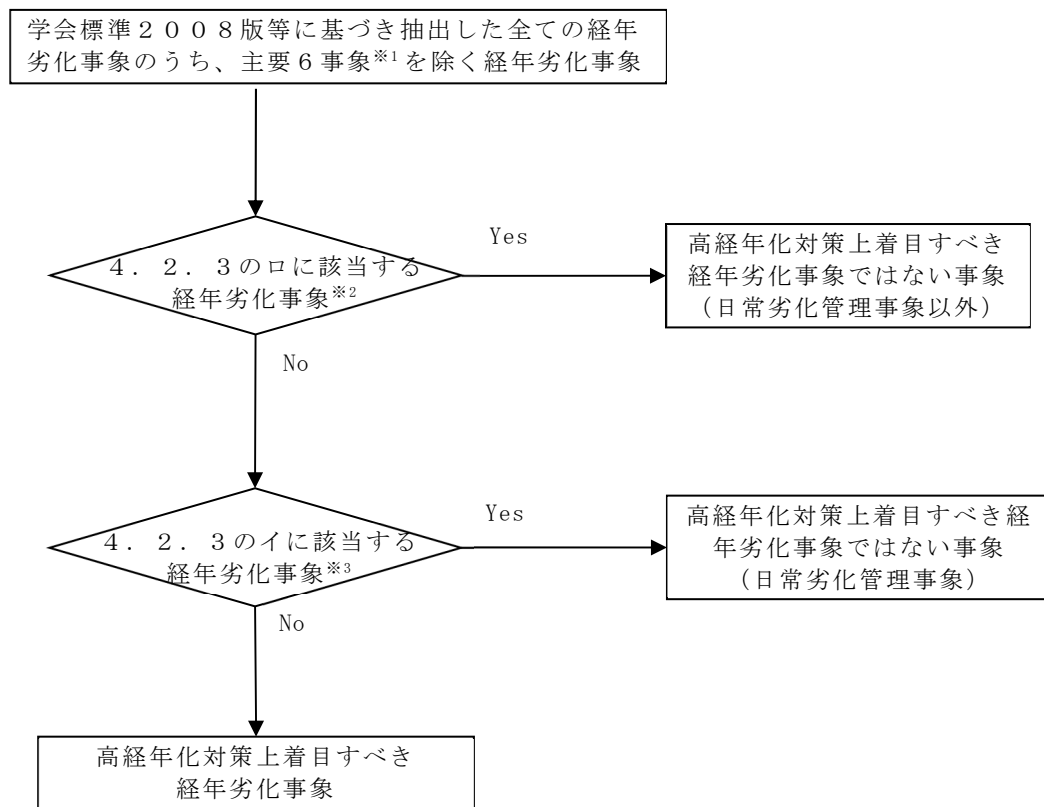
高経年化技術評価を行うにあたっては、選定された評価対象機器の使用条件（型式、材料、環境条件等）を考慮し、学会標準2008版附属書A（規定）等に基づき、「経年劣化メカニズムまとめ表」を参考に、経年劣化事象と部位の組み合わせを抽出した。

なお、抽出された経年劣化事象と部位の組み合わせのうち、下記の「イ」または「ロ」に該当する場合は、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない事象として除外した（資料4-1）。

このうち、下記分類の「イ」に該当する経年劣化事象は、「主要6事象^{注2)}」のいずれにも該当しないものであって、2. 4で記載した日常的な施設管理において時間経過に伴う特性変化に対応した劣化管理を的確に行うことによって健全性を担保しているものである。結果としてこれらが日常劣化管理事象となる。

注2：原子力規制委員会の「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」に示された「低サイクル疲労」、「中性子照射脆化」、「照射誘起型応力腐食割れ」、「2相ステンレス鋼の熱時効」、「電気・計装品の絶縁低下」および「コンクリートの強度低下および遮蔽能力低下」

- イ 想定した劣化傾向と実際の劣化傾向の乖離が考えがたい経年劣化事象であって、想定した劣化傾向等に基づき適切な保全活動を行っているもの。
- ロ 現在までの運転経験や使用条件から得られた材料試験データとの比較等により、今後も経年劣化の進展が考えられない、または進展傾向が極めて小さいと考えられる経年劣化事象。



※1：高経年化対策上着目すべき経年劣化事象に限る。

※2：保全活動によりその傾向が維持できていることを確認している経年劣化事象は「No」に進む。

※3：ロに該当するが保全活動によりその傾向が維持できているものを含む。

資料 4－1 経年劣化事象の分類

4. 2. 4 経年劣化事象に対する技術評価

4. 2. 1 で選定された代表機器について、4. 2. 3 で抽出した高経年化対策上着目すべき経年劣化事象と部位の組み合わせに対する技術評価を下記の健全性評価、現状保全、総合評価、高経年化への対応の順で実施した。

a. 健全性評価

機器毎に抽出した部位と経年劣化事象の組み合わせ毎に60年間使用することを仮定して、傾向管理データによる評価および解析等の定量評価、過去の保全実績、一般産業で得られている知見等により健全性の評価を実施する。また、工事計画を踏まえた健全性評価を実施する。

b. 現状保全

評価対象部位に実施している点検内容、関連する機能試験内容、補修・取替等の現状保全の内容について整理する。

c. 総合評価

上記 a、b をあわせて現状保全内容の妥当性等を評価する。具体的には、健全性評価結果と整合の取れた点検等が、現状の発電所における保全活動で実施されているか。また、点検手法は当該の経年劣化事象の検知が可能か等を評価する。

d. 高経年化への対応

60年間の使用を考慮した場合、現状保全の継続が必要となる項目、今後新たに必要となる点検・検査項目、技術開発課題等を抽出する。

4. 3 耐震安全性評価

4. 2. 3で抽出した経年劣化事象およびその保全対策を考慮した上で機器毎に耐震安全性評価を実施する。

4. 3. 1 耐震安全性評価対象機器

技術評価対象機器と同じとした。

4. 3. 2 耐震安全性評価手順

a. 耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出

4. 2. 3で抽出した安全上重要な機器等に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象および日常劣化管理事象を対象として、これらの事象が顕在化した場合、振動応答特性または、構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを検討し、「有意」なものを耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象とした。

b. 耐震安全性評価

前項で抽出した経年劣化事象毎に、耐震安全性評価を実施した。評価の基本となる項目は、大別すると以下のとおり分類される。

- ① 機器の耐震クラス
- ② 機器に作用する地震力の算定
- ③ 60年の使用を仮定した経年劣化事象のモデル化
- ④ 振動特性解析（地震応答解析）
- ⑤ 地震荷重と内圧等他の荷重との組合せ
- ⑥ 許容限界との比較

これらの項目のうち、④および⑥については経年劣化の影響を考慮して評価を実施した。また、評価に際しては、「日本電気協会 原子力発電所耐震設計技術指針（JEAG4601－1987）」等に基づいて実施した。

c. 保全対策へ反映すべき項目の抽出

以上の検討結果を基に、耐震安全性の観点から高経年化対策に反映すべき項目について検討した。

4. 4 耐津波安全性評価

4. 2. 3で抽出した経年劣化事象およびその保全対策を考慮した上で耐津波安全性評価を実施する。

4. 4. 1 耐津波安全性評価対象機器

評価対象機器は、「技術評価」における評価対象機器のうち、津波の影響を受ける浸水防護施設を耐津波安全性評価の対象とした。

4. 4. 2 耐津波安全性評価手順

a. 耐津波安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出

耐津波安全性評価対象機器に対して4. 2. 3で抽出した高経年化対策上着目すべき経年劣化事象および日常劣化管理事象について、これらの事象が顕在化した場合、構造・強度上および止水性上への影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを検討し、「有意」なものを耐津波安全上考慮する必要がある経年劣化事象とした。

b. 耐津波安全性評価

前項で整理される、耐津波安全性評価上考慮する必要がある経年劣化事象が想定される設備に対し、耐津波安全性に関する評価を実施した。

c. 保全対策へ反映すべき項目の抽出

以上の検討結果を基に、耐津波安全性の観点から高経年化対策に反映すべき項目について検討した。

4. 1～4. 4までの検討における評価フローを、資料4－2および資料4－3に示す。

4. 5 冷温停止状態維持時の技術評価

冷温停止状態維持時の技術評価フローを資料4-4に、冷温停止状態維持に必要な設備抽出フローを資料4-5に示す。抽出された冷温停止状態維持に必要な設備に対して、断続的運転を前提とした場合に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象に対して冷温停止状態の維持を前提とした場合における劣化の発生・進展に関する整理を実施し、その結果を基に冷温停止状態を前提とした評価（以下、「冷温停止を踏まえた再評価」という。）を以下の手順で実施した。

4. 5. 1 代表機器の選定

冷温停止状態維持に必要な設備を考慮して、断続的運転を前提とした技術評価における代表機器を本検討の代表機器として選定した。

4. 5. 2 冷温停止を踏まえた再評価を行う経年劣化事象の抽出

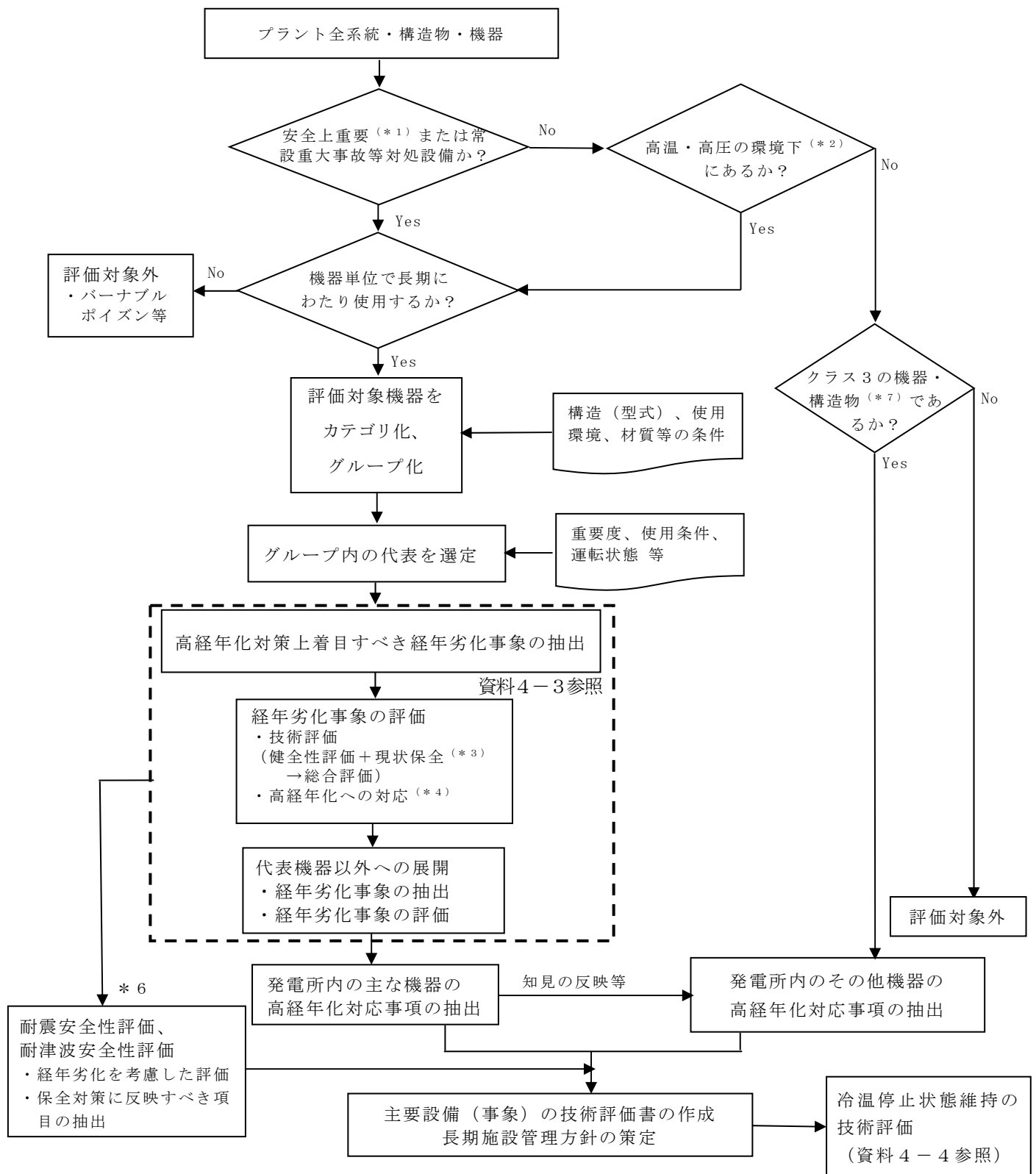
断続的運転を前提とした場合に想定される高経年化対策上着目すべき経年劣化事象^{注3)}に対して、冷温停止状態の維持を前提とした場合における劣化の発生・進展に関する整理を実施し、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象を抽出した。その結果、より厳しくなることが想定される経年劣化事象が抽出された場合には、冷温停止を踏まえた再評価を実施した。なお、保全対策に反映すべき項目があるかもあわせて検討した。

注3：運転を断続的に行うことを前提とした評価における高経年化対策上着目すべき経年劣化事象以外の事象が、冷温停止状態が維持されることを前提とした評価において着目すべき経年劣化事象となる場合はそれらもあわせて抽出した。なお、プラント通常運転時に要求のある機能に対する経年劣化事象であるが、冷温停止状態維持を前提とした場合に要求がなくなるものは対象外とした。（資料4-6参照）

4. 5. 3 評価対象機器全体への展開

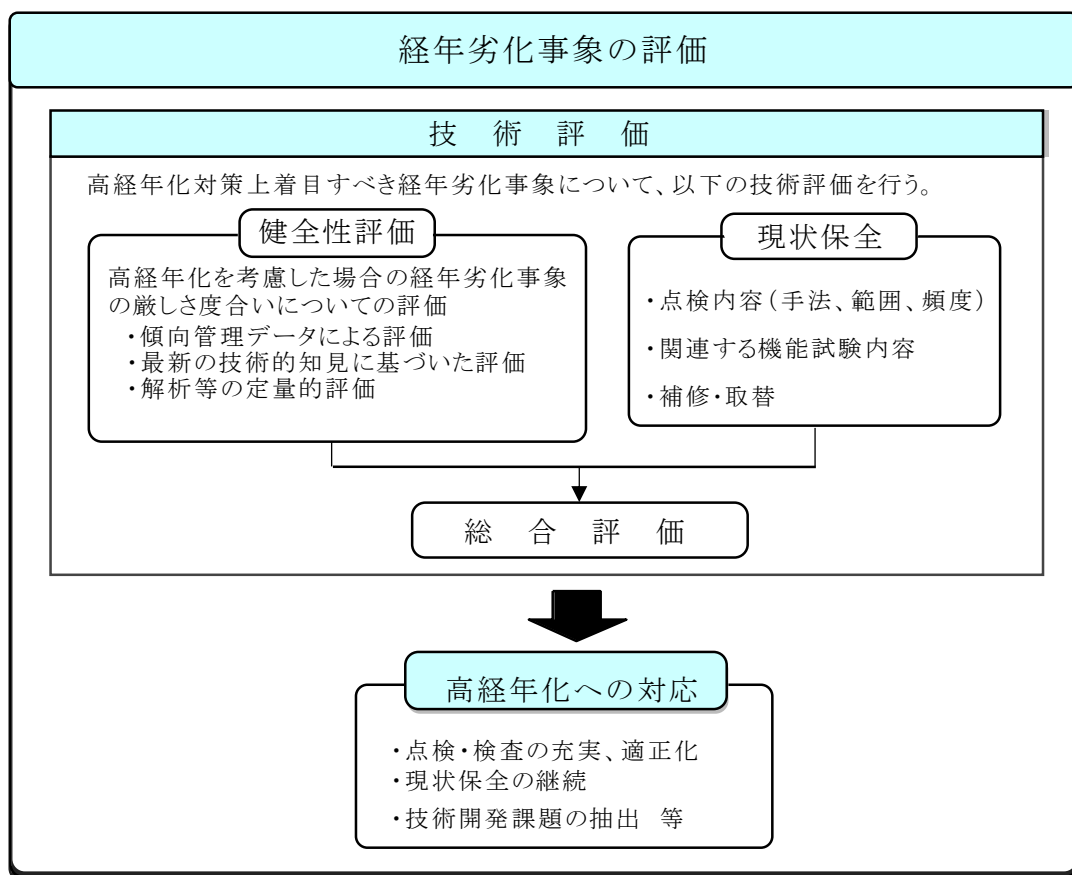
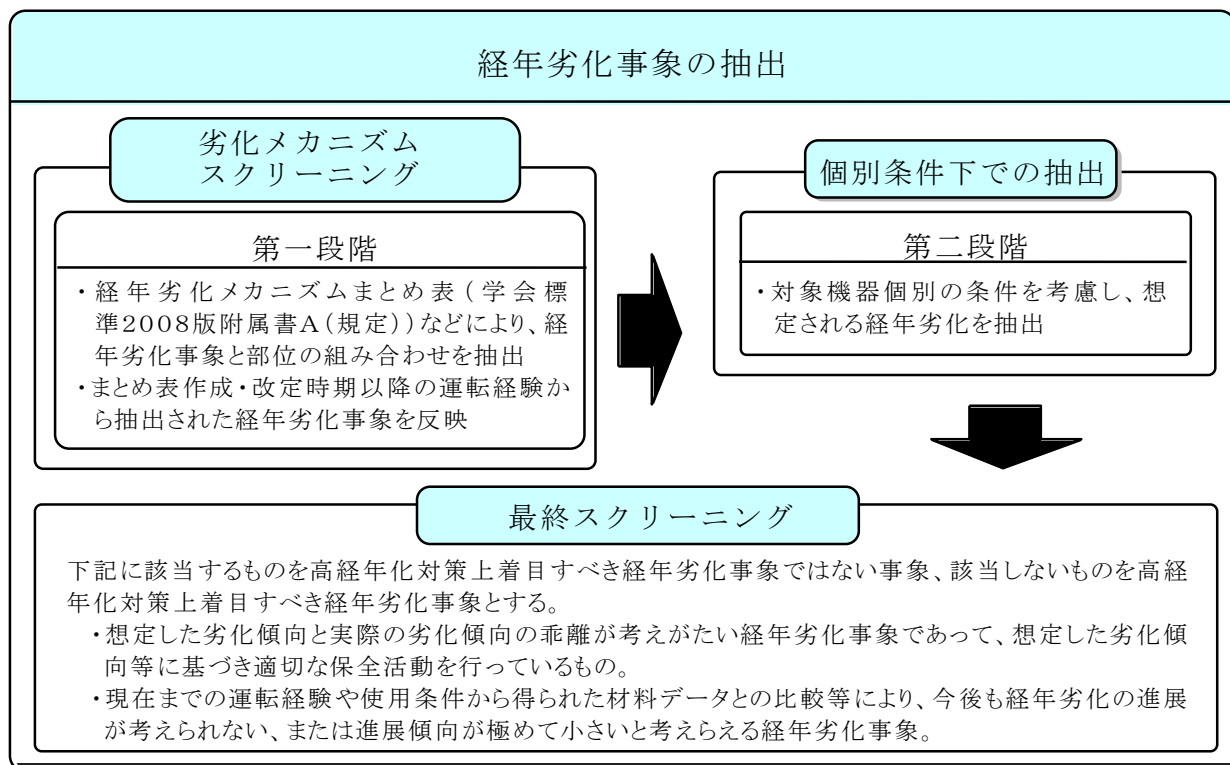
代表機器の評価結果を踏まえ、冷温停止状態の維持を前提とした場合において、発生・進展が断続的運転を前提とした場合より厳しくなることが想定される経年劣化事象を抽出した。その結果、より

厳しくなることが想定される経年劣化事象が抽出された場合には、冷温停止を踏まえた再評価を実施した。なお、保全対策に反映すべき項目があるかもあわせて検討した。

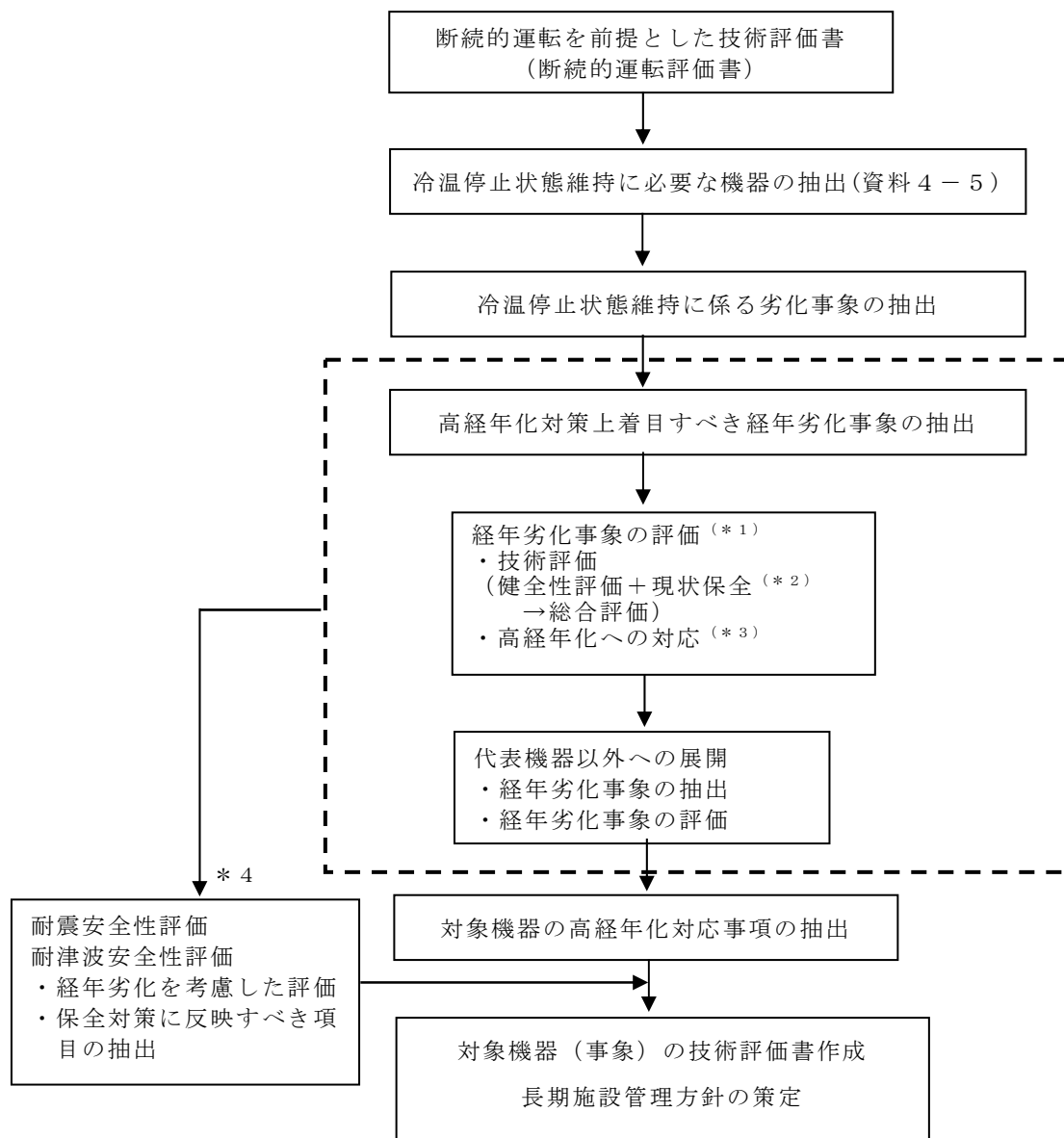


- * 1 : 重要度クラス 1、2 (* 5) (耐津波安全性評価が必要な浸水防護施設に属する機器および構造物を含む。)
- * 2 : 重要度クラス 3 のうち、最高使用温度が 95℃を超え、または最高使用圧力が 1900kPa を超える環境 (原子炉格納容器外にあるものに限る)
- * 3 : 系統レベルの機能確認を含む。
- * 4 : 高経年化対応としての保全のあり方を論じ、高経年化に関係のない一般的な保全は切り離す。
- * 5 : 重要度分類指針の重要度分類
- * 6 : 経年劣化の発生・進展が否定できず、耐震安全性・耐津波安全性に影響を及ぼす可能性のある事象
- * 7 : 浸水防護施設に属する機器および構造物を含む。

資料 4 - 2 技術評価フロー

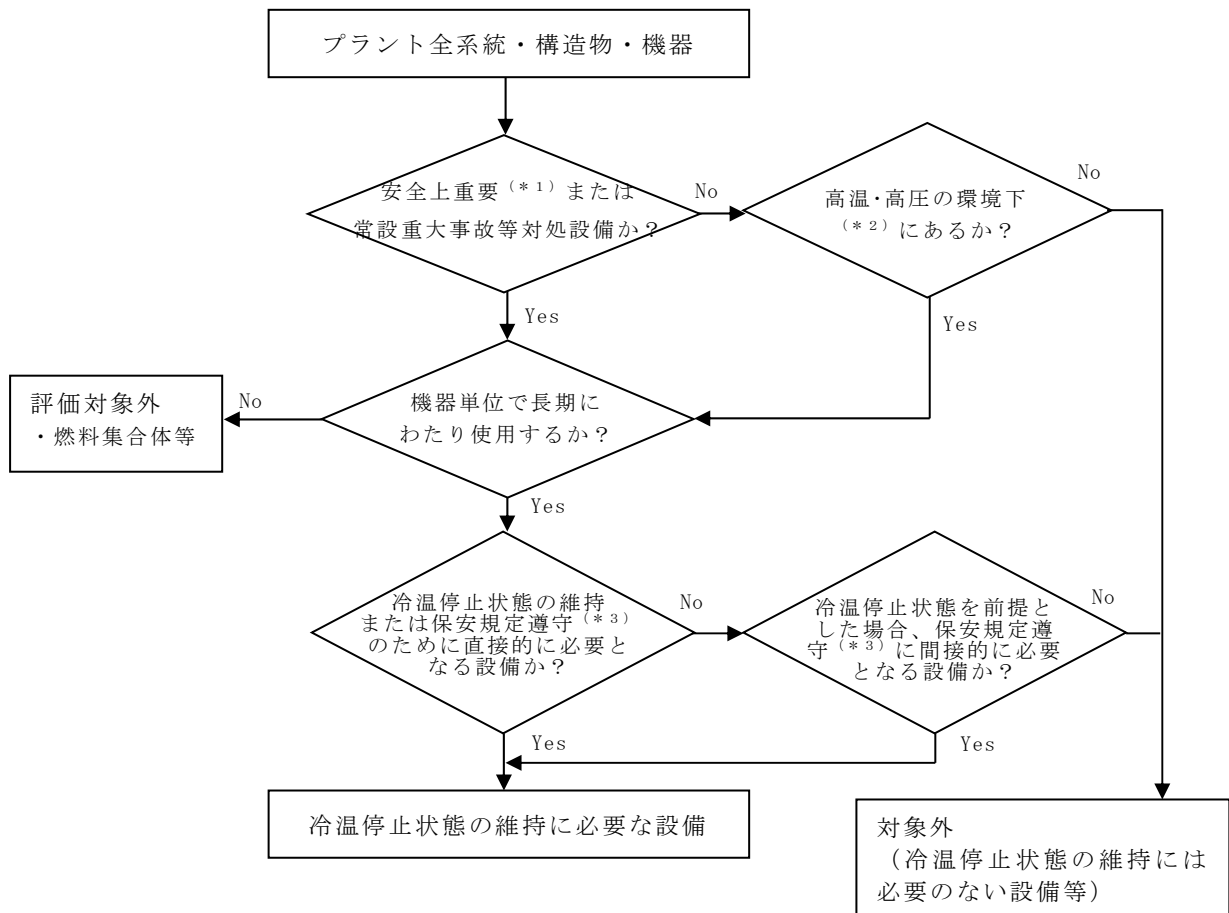


資料４－３ 経年劣化事象の抽出および技術評価フロー



- * 1 : 断続的運転評価の代表機器として評価されている機器に関しては、冷温停止状態維持に必要な機器として抽出されてなくても、次頁のフローにより抽出された機器の代表機器として評価を記載することとする。
- * 2 : 系統レベルの機能確認を含む。
- * 3 : 高経年化対応としての保全のあり方を論じ、高経年化に関係のない一般的な保全は切り離す。
- * 4 : 経年劣化の発生・進展が否定できず、耐震安全性・耐津波安全性に影響を及ぼす可能性のある事象

資料 4 - 4 冷温停止状態維持時の技術評価フロー



- * 1 : 重要度クラス 1、2 (* 4) (耐津波安全性評価が必要な浸水防護施設に属する機器および構造物を含む。)
- * 2 : 重要度クラス 3 のうち、最高使用温度が 95℃ を超え、または最高使用圧力が 1900kPa を超える環境 (原子炉格納容器外に限る)
- * 3 : 保安規定で定義されている原子炉の運転モード 5、モード 6 および運転モードに関係なく要求される機能を対象とする。
- * 4 : 重要度分類指針の重要度分類

資料 4 - 5 冷温停止状態維持に必要な設備抽出フロー

資料 4－6 冷温停止状態維持に必要とならない機能の例

機種	機能	想定不要の理由
炉内構造物	制御棒クラス タ案内構造信 頼性の維持	制御棒クラスタは燃料集合体内に挿入された状 態で冷温停止状態維持されているため。
	中性子遮蔽構 造信頼性の維 持	冷温停止状態では燃料からの中性子照射はない ため。
1 次冷却材 ポンプ	ポンプの容量 －揚程確保	冷温停止状態ではバウンダリの維持機能のみが 要求されるため。
	作動信頼性の 維持	
加圧器ヒー タ	昇温・昇圧制 御	冷温停止状態の維持において、加圧器ヒータに よる昇温・昇圧が必要ないため。
制御棒駆動 装置	制御棒作動信 頼性の維持	制御棒クラスタは燃料集合体内に挿入された状 態で冷温停止状態維持されており、バウンダリ の維持機能のみが要求されるため。

5. 技術評価結果

本章では、資料4-2および資料4-4で抽出した機器・構造物に係る技術評価結果、耐震安全性評価結果および耐津波安全性評価結果の概要を記載している。

各機器の詳細な評価結果については、それぞれ別冊にまとめている。

5. 1 運転を断続的に行うことを前提とした機器・構造物の技術評価結果

運転を断続的に行うことを前提とした機器・構造物の詳細な技術評価については、別冊にまとめているが、大部分の機器・構造物については、現状保全を継続していくことにより、長期間の運転を仮定しても、プラントを健全に維持することは可能との評価結果が得られた。

なお、高経年化に関する技術評価結果から、現状保全に追加すべき項目として抽出された評価結果の概要について以下に示す。

5. 1. 1 容器等*

原子炉容器冷却材出入口管台等の疲労割れについては、疲労割れ評価の結果、疲労累積係数は許容値に対して余裕のある結果が得られた。高経年化技術評価に合わせて、実績過渡回数に基づく評価を実施することとしているが、疲労割れ評価結果は実績過渡回数に依存するため、継続的に実績過渡回数を把握する必要があることから、疲労割れ評価における実績過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。

*：疲労累積係数による低サイクル疲労の評価を実施した全ての機器

5. 1. 2 容器

原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、破壊力学的手法を用いて、運転開始後60年間の中性子照射を考慮し、初期亀裂を想定して評価を行っても脆性破壊は起こらないことを確認した。また、原子炉容器に対しては定期的に超音波探傷検査を実施し、有意な欠陥の無いことを確認している。また、監視試験片による試験で将来の破壊靱性の変化の傾向を把握している。

胴部材料の機械的性質の予測は監視試験により把握可能であり、有意な欠陥のないことも超音波探傷検査により確認しているが、今後、「日本電気協会 原子炉構造材の監視試験方法」（以下、「JEAC4201」という。）に基づき計画的に監視試験を実施して健全性評価の妥当性を確認するとともに、定期的に超音波探傷検査を実施していく。また、監視試験結果から、「日本電気協会 原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法」（以下、「JEAC4206」という。）に基づき、運転管理上の制限として加熱・冷却運転時に許容しうる温度・圧力の範囲（加熱冷却時制限曲線）および耐圧漏えい試験温度を設けて運用していく。さらに、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第6回監視試験を実施する。

5. 1. 3 配管

ステンレス鋼配管溶接部の施工条件に起因する内面からの粒界割れについては、2020年8月に大飯3号炉で加圧器スプレイ配管の1次冷却材管管台との溶接部近傍内面の亀裂が確認されているが、当該事象の調査結果および国内外のPWRプラントにおいて類似の事例が確認されていないことから特異な事象と判断している。

なお、大飯3号炉で発生した事象は特異であるが、メカニズムが全て明らかになっていないことから、高浜1号炉で類似性の高い箇所に対しては第30回定期検査までの間、毎回検査を実施することとしている。また、第31回定期検査以降については、今後の知見拡充結果を踏まえて、対象および頻度を検討し、供用期間中検査計画に反映を行う。

5. 1. 4 炉内構造物

炉内構造物の照射誘起型応力腐食割れについては、原子力安全基盤機構「平成20年度 照射誘起応力腐食割れ（IASCC）評価技術に関する報告書」で得られた知見を用いて評価上最も厳しいバッフルフォーマボルトの評価を行った結果、運転開始後60年時点でのボルトの損傷本数は管理損傷ボルト数（全体の20%以下）であり、バッフルフォーマボルトの照射誘起型応力腐食割れが炉内構造物の構造強度・機能の健全性に影響を与える可能性は小さいと考える。ただし、海外トラブル事例があり、中性子照射量、温度および応力が比較的高いことから、バッフルフォーマボルトについては、照射誘起型応力腐食割れの発生が否定できないと考えられる。

なお、炉内構造物の可視範囲について定期的に水中テレビカメラに

よる目視確認を実施しており、バッフルフォーマボルトについては、原子力安全推進協会 PWR炉内構造物点検評価ガイドライン〔バッフルフォーマボルト〕等に基づき、超音波探傷検査を実施することを検討することとしており、バッフルフォーマボルトに有意な亀裂が発生した場合は超音波探傷検査にて検知可能であることから点検手法として適切である。

また、高浜1号炉は炉内構造物の取替を計画しており、計画に基づき取替を実施する。

5. 2 運転を断続的に行うことを前提とした耐震安全性評価結果

運転を断続的に行うことを前提とした耐震安全性評価にあたっては、5. 1における技術評価結果を取り入れ、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象および日常劣化管理事象を対象として耐震安全性を評価した。

対象とした経年劣化事象について、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性または構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを検討し、耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象の抽出を行い、抽出された経年劣化事象毎に、耐震安全性に関する詳細評価を実施した結果、現状保全に追加すべき項目や評価項目は抽出されなかった。

5. 3 運転を断続的に行うことを前提とした耐津波安全性評価結果

運転を断続的に行うことを前提とした耐津波安全性評価にあたっては、5. 1における技術評価結果を取り入れ、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象および日常劣化管理事象を対象として耐津波安全性を評価した。

対象とした経年劣化事象について、これらの事象が顕在化した場合、構造・強度上および止水性上への影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを検討し、耐津波安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出を行い、抽出された経年劣化事象毎に、耐津波安全性に関する詳細評価を実施した。

その結果、耐津波安全上考慮する必要がある経年劣化事象は抽出されなかった。

5. 4 冷温停止状態維持を前提とした機器・構造物の技術評価結果

本節においては、冷温停止状態維持を前提とした機器・構造物の技術評価結果についてまとめた。

冷温停止状態を前提とした場合に、断続的運転を前提とした場合と比べ運転条件や環境が厳しくなる恐れがある機器と経年劣化事象の組み合わせを抽出し、経年劣化事象毎にまとめたものを以下に示す。

- a. 余熱除去ポンプモータ固定子コイル等の絶縁低下
- b. 充てん／高圧注入ポンプ主軸のフレット疲労割れ
- c. 中間開度で使用する制御弁の弁体、弁座等の腐食（エロージョン）

これらの経年劣化事象について評価した結果、現状保全に新たに加えるべき項目はなかった。

5. 5 冷温停止状態維持を前提とした耐震安全性評価結果

冷温停止状態維持を前提とした耐震安全性評価にあたっては、5. 2における耐震安全性評価結果および5. 4における技術評価結果を取り入れることとし、耐震安全性を評価した。

具体的には、5. 4で抽出した断続的運転を前提とした場合と比べ運転条件や環境が厳しくなる恐れがある経年劣化事象について、これらの事象が顕在化した場合、代表機器の振動応答特性または構造・強度上、影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを検討し、耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出を行い、抽出された経年劣化事象毎に、耐震安全性に関する詳細評価を実施した。

その結果、5. 2における耐震安全性評価結果に加え、耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象は抽出されなかった。

5. 6 冷温停止状態維持を前提とした耐津波安全性評価結果

冷温停止状態維持を前提とした耐津波安全性評価にあたっては、5. 3における耐津波安全性評価結果および5. 4における技術評価結果を取り入れることとし、耐津波安全性を評価した。

具体的には、5. 4で抽出した断続的運転を前提とした場合と比べ運転条件や環境が厳しくなる恐れがある経年劣化事象について、これらの事象が顕在化した場合、構造・強度上および止水性上への影響が「有意」であるか「軽微もしくは無視」できるかを検討し、耐津波安全上考慮する必要がある経年劣化事象の抽出を行い、抽出された経年劣化事象毎に、耐津波安全性に関する詳細評価を実施した。

その結果、5. 3における耐津波安全性評価に加え、耐津波安全上考慮する必要がある経年劣化事象は抽出されなかった。

5. 7 評価の結果に基づいた補修等の措置

本技術評価を提出する以前に健全性評価結果に基づき実施した補修等はない。

6. 今後の高経年化対策

高経年化に関する技術評価結果により、今後の高経年化対策として充実にすべき課題等を抽出した。

6. 1 長期施設管理方針の策定

(1) 総合評価結果

高経年化に関する技術評価結果から、現状保全に追加すべき項目が抽出された。60年間の運転および冷温停止を仮定しても現状保全を継続するとともに、一部の機器・構造物において追加保全策を講じることで、プラント全体の機器・構造物の長期健全性が確保されることを確認した。

(2) 現状保全に追加すべき項目

総合評価結果を基に、高経年化対策上現状保全項目に追加すべき新たな保全策について具体的な実施内容、実施方法および実施時期を長期施設管理方針として策定した。（資料6-1 高浜発電所1号炉 高経年化技術評価に基づく長期施設管理方針）

なお、疲労割れ評価における運転開始後60年時点の推定過渡回数の確認については機器によらないため、まとめて長期施設管理方針とした。

6. 2 長期施設管理方針の実施

現状保全に追加すべき項目で抽出された長期施設管理方針については、今後、高浜発電所1号炉の具体的な保全計画に反映し、運転開始後50年を迎える2024年11月14日を始期とした10年間の適用期間で計画的に実施していくこととしている。

長期施設管理方針の実施にあたっては、これらの保全項目を直ちに実施しなければならないものでないことから、実施時期を下記のとおり2つに大別する。

a. 短期（2024年11月14日からの5年間）

- ・健全性評価結果から実機プラントデータでの確認・評価が早急に必要なもの
- ・5年以内に実施計画のあるもの（取替等）等

b. 中長期（2024年11月14日からの10年間）

- ・健全性評価において長期にわたる健全性は確保できると評価されるが、定期的（約10年毎）に評価条件の妥当性の確認が必要であるもの等

策定した長期施設管理方針については、具体的な保全計画に反映され、長期施設管理方針に基づく保全の実績は、高経年化技術評価結果と同様に保全の有効性評価のインプットに位置づけられ、保全の有効性評価を通じて更なる保全計画の改善に活用していくことになる。

なお、今回策定した長期施設管理方針である原子炉容器等の疲労割れに関するものとは、運転期間延長認可を受けた保守管理に関する方針書で長期（実施時期）とした原子炉容器等の疲労割れに関するものを継続的に実施するものである。

資料 6－1 高浜発電所 1 号炉 高経年化技術評価に基づく長期施設管理方針（1／3）

機種名	機器名	経年劣化事象	健全性評価結果	現状保全	総合評価	長期施設管理方針		
						No.	施設管理の項目	実施時期
容器	原子炉容器	胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化	監視試験結果（関連温度実測値）はJEAC4201の国内脆化予測法による予測の範囲内であった。関連温度の上昇については、JEAC4206に定められた加圧熱衝撃（PTS）評価手法に基づき評価した結果、初期亀裂を想定しても、運転開始後60年時点において、脆性破壊に対する抵抗値（材料自身の持つねばり強さ）を示す K_{IC} 曲線は、負荷状態を応力拡大係数 K_I （脆性破壊を起こそうとする値）で示すP-T-S状態遷移曲線を上回っていることから、脆性破壊は起こらないと評価される。また、上部棚吸収エネルギーの低下については、予測式（国内USE予測式）を用いて評価した結果、運転開始後60年時点において、JEAC4206の要求を満足しており、十分な上部棚吸収エネルギーがある。	原子炉容器に対しては、定期的に超音波探傷検査を実施し、有意な欠陥のないことを確認している。胴部（炉心領域部）材料の中性子照射による機械的性質の変化については、JEAC4201に基づいて、計画的に監視試験を実施し、将来の破壊靱性の変化の傾向を把握している。運転期間延長認可申請に際して実施した特別点検において、原子炉容器炉心領域部の母材および溶接部に対して超音波探傷検査を実施した結果、中性子照射脆化による脆性破壊の起点となるような欠陥は認められなかった。	胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化が機器の健全性に影響を与える可能性はないと考える。ただし、胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化に対しては、今後も計画的に監視試験を実施して健全性評価の妥当性を確認する必要がある。胴部（炉心領域部）材料の機械的性質の予測は監視試験により把握可能であり、また有意な欠陥のないことも超音波探傷検査により確認していることから、保全内容として適切である。	1	原子炉容器胴部（炉心領域部）の中性子照射脆化については、今後の原子炉の運転サイクル・照射量を勘案して第6回監視試験を実施する。	中長期
容器等※	原子炉容器等※	疲労割れ	運転実績に基づき設定した運転開始後60年時点における推定過渡回数をを用いて疲労累積係数による評価を実施した結果、許容値に対し余裕のある結果が得られている。	高経年化技術評価に合わせて、実績過渡回数に基づく評価を実施することとしている。	疲労割れ評価結果は実績過渡回数に依存するため、継続的に実績過渡回数を把握する必要がある。	2	原子炉容器等の疲労割れについては、実績過渡回数の確認を継続的に実施し、運転開始後60年時点の推定過渡回数を上回らないことを確認する。	中長期

※：疲労累積係数による低サイクル疲労の評価を実施した全ての機器。

短期：2024年11月14日からの5年間、中長期：2024年11月14日からの10年間

資料 6－1 高浜発電所 1 号炉 高経年化技術評価に基づく長期施設管理方針（2／3）

機種名	機器名	経年劣化事象	健全性評価結果	現状保全	総合評価	長期施設管理方針		
						No.	施設管理の項目	実施時期
配管	ステンレス鋼配管	溶接部の施工条件に起因する内面からの粒界割れ	2020年8月、大飯 3 号炉において、加圧器スプレイ配管の 1 次冷却材管管台との溶接部近傍内面に亀裂が確認されている。調査の結果、「過大な溶接入熱」と「形状による影響」が重畳したことで表層近傍において特異な硬化が生じ、この特異な硬化が亀裂の発生に寄与したと推定された。亀裂は溶接熱影響部で粒界に沿って進展しており、粒界型応力腐食割れで進展したものと判断している。国内外のPWRプラントにおいて類似の事例は確認されておらず、当社の原子力プラントにおいて同様の事象発生の可能性があると推定された部位全てに対し追加検査が行われたが、亀裂は認められていない。これらの状況から、亀裂の発生は「過大な溶接入熱」と「形状による影響」が重畳した特異な事象と判断される。	大飯 3 号炉で発生した事象は特異であるが、メカニズムが全て明らかになっていないことから、高浜 1 号炉で類似性の高い箇所に対しては第 3 0 回定期検査までの間、毎回検査を実施することとしている。また、第 3 1 回定期検査以降については、今後の知見拡充結果を踏まえて、対象および頻度を検討し、供用期間中検査計画に反映を行うこととしている。	当該部の亀裂は特異な事象と判断され、今後も機能の維持は可能であることから、高経年化対策上着目すべき経年劣化事象ではない。 なお、今後の知見拡充結果を踏まえた対応を明確にしておく観点から、第 3 1 回定期検査以降の検査計画の検討については、追加保全策として取り扱う。	3	ステンレス鋼配管溶接部の施工条件に起因する内面からの粒界割れについて、2020 年 8 月に確認された「大飯発電所 3 号炉加圧器スプレイ配管溶接部における有意な指示」を踏まえて実施する知見拡充結果に基づき、第 3 0 保全サイクルまで継続して実施する類似性の高い箇所に対する検査の結果も踏まえて、第 3 1 保全サイクル以降の検査対象および頻度を検討し、供用期間中検査計画に反映を行う。	中長期

短期：2024年11月14日からの5年間、中長期：2024年11月14日からの10年間

資料 6－1 高浜発電所 1 号炉 高経年化技術評価に基づく長期施設管理方針（3／3）

機種名	機器名	経年劣化事象	健全性評価結果	現状保全	総合評価	長期施設管理方針		
						No.	施設管理の項目	実施時期
炉内構造物	炉内構造物	照射誘起型応力腐食割れ	「発電用原子力設備規格 維持規格（JSME S NA1-2012）」ではバップルフォーマボルトの仕様によってプラントをグループ 1～4 に分類しており、高浜 1 号炉が属するグループ 2 のプラントの管理損傷ボルト数（全体の 20％）に至るまでの期間は約 50 年以上と評価されている。 なお、バップルフォーマボルトについては、原子力安全基盤機構「平成 20 年度 照射誘起応力腐食割れ（IASCC）評価技術に関する報告書」で得られた知見を用いて評価した結果、運転開始後 60 年時点でのボルトの損傷本数は管理損傷ボルト数（全体の 20％以下）となり、安全に関わる機能を維持できることから、炉心の健全性に影響を与える可能性は小さいと考える。 以上より、バップルフォーマボルトの照射誘起型応力腐食割れが炉心の健全性に影響を与える可能性は低いと考える。	炉内構造物のステンレス鋼の照射誘起型応力腐食割れについては、定期的に炉内構造物の可視範囲について水中テレビカメラによる目視確認を実施し、異常がないことを確認している。また、評価上最も厳しいバップルフォーマボルトに対して第 13 回定期検査時（1991 年度～1992 年度）および第 17 回定期検査時（1997 年度）に超音波探傷検査を実施し、有意な指示のないことを確認している。なお、高浜 1 号炉については炉内構造物の取替を計画している。	健全性評価結果から判断して、バップルフォーマボルトの照射誘起型応力腐食割れが炉内構造物の構造強度・機能の健全性に影響を与える可能性は小さいと考える。ただし、海外トラブル事例があり、中性子照射量、温度および応力が比較的高いことから、バップルフォーマボルトについては、照射誘起型応力腐食割れの発生が否定できないと考えられる。	4	バップルフォーマボルト等の照射誘起型応力腐食割れについては、炉内構造物の取替を計画しており、計画に基づき取替を実施する。	短期

短期：2024 年 1 月 1 4 日からの 5 年間、中長期：2024 年 1 月 1 4 日からの 10 年間

6. 3 技術開発課題

高経年化に関する技術評価においては、現在までの知見と実績を基に評価したものであるが、点検や検査技術の高度化、ならびに更なる知見の蓄積に努める観点から、今後さらに技術開発課題に取り組んでいく必要がある。2020年8月に確認された「大飯発電所3号炉 加圧器スプレイ配管溶接部における有意な指示」を踏まえたステンレス鋼配管溶接部の粒界割れに対する知見拡充をはじめ、今後も、電力研究や国の研究プロジェクトの成果等を活用し、必要なものは保全計画に反映することとしている。

なお、2014年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において示された方針を具体化するために必要な措置のあり方が、総合資源エネルギー調査会原子力小委員会において検討され、原子力小委員会から要請を受けた自主的安全性向上・技術・人材ワーキンググループは2015年6月に、軽水炉の安全技術・人材の維持発展に重きを置き、国、事業者、メーカー、研究機関、学会等関係者間の役割が明確化された軽水炉安全技術・人材に関するロードマップを策定した。同ロードマップでは、高経年化技術評価によって抽出された技術開発課題も検討対象とされており、これらの技術開発課題への取り組みを実施していく。

7. 高経年化技術評価で追加する項目

運転開始後50年目に実施する高経年化技術評価では、高経年化対策実施ガイド等により40年時点で実施した劣化状況評価をその後の運転経験、安全基盤研究成果等技術的知見をもって検証するとともに、長期施設管理方針の意図した効果が現実を得られているか等の有効性評価を行い、これらの結果を適切に反映することとしており、「高経年化技術評価審査マニュアル」において以下の3項目を追加評価項目としている。

- ①経年劣化傾向の評価
- ②保全実績の評価
- ③長期施設管理方針の有効性評価

経年劣化傾向については、50年目の評価は40年目の評価から大きく予測が変わるものではないことが確認できた。保全実績の評価については、50年目の評価から抽出された課題は無いことを確認した。さらに、40年目の劣化状況評価に基づき策定した施設管理方針（長期施設管理方針）が有効であり、必要に応じて現状保全に反映されていると確認した。

以上については、評価結果を「高経年化技術評価で追加する評価に係る技術評価書」にまとめる。

8. まとめ

(1) 総合評価

運転開始以来、50年を経過する高浜発電所1号炉のプラントを構成する機器・構造物について、高経年化対策に関する評価を実施した結果、大部分の機器・構造物については、現状保全を継続していくことにより、長期間の運転および冷温停止を仮定しても、プラントを健全に維持することは可能であるとの見通しを得た。

(2) 今後の取組み

今回実施した高経年化技術評価は、現在の最新知見に基づき実施したものであるが、今後以下に示すような運転経験や最新知見等を踏まえ、適切な時期に高経年化技術評価として再評価および変更を実施していく。

- ・材料劣化に係る安全基盤研究の成果
- ・これまで想定していなかった部位等における経年劣化事象が原因と考えられる国内外の事故・トラブル
- ・関係法令の制定および改廃
- ・原子力規制委員会からの指示
- ・材料劣化に係る規格・基準類の制定および改廃
- ・発電用原子炉の運転期間の変更
- ・発電用原子炉の定格熱出力の変更
- ・発電用原子炉の設備利用率（実績）から算出した原子炉容器の中性子照射量
- ・点検・補修・取替の実績

当社は、高経年化対策に関するこれらの活動を通じて、今後とも原子力プラントの安全・安定運転に努めるとともに、安全性・信頼性のなお一層の向上に取り組んでいく所存である。

以上